

(原案)

第5次石狩市地域福祉計画

第7期石狩市社会福祉協議会
地域福祉実践計画

(いんくるプラン)

地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり
～地域共生社会の実現に向けて～



令和7年 月

石狩市
社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

はじめに

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の急速な進行、人々の生活スタイルや価値観の多様化などにより、家庭や地域で支え合う意識や人間関係が希薄化し、相互扶助の機能が低下しています。

さらに、ひきこもりや孤独・孤立、自殺や虐待などの社会問題から8050問題のような複雑化・複合化した問題を抱えている世帯の顕在化に加え、生活困窮世帯への対応や制度の狭間に取り残された人への対応など様々な課題が生じており、従来の仕組みでは支援を必要とする人に十分対応しきれない状況となってきました。

国では制度や分野ごとの「縦割り」や「受け手」、「支え手」という関係を超えて、高齢者、障がい者、こどもなどを含む全ての人々が共に支え合いながら、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

このような背景から、このたび第4次石狩市地域福祉計画で掲げた基本理念「地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり～地域共生社会の実現に向けて～」を継承し、第5次石狩市地域福祉計画を策定しました。

本計画は、石狩市社会福祉協議会が策定する「第7期石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画」と一体的な計画として策定したものであり、引き続き、地域住民にとって身近な福祉活動を担う石狩市社会福祉協議会と連携、協働しながら地域福祉を推進します。

地域福祉の推進には、市民の皆様の地域活動への積極的な参加がとても大切になります。本市の地域福祉を市民、事業者、関係機関、関係団体の皆様と協働で推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後となりましたが、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました社会福祉審議会及び地域福祉計画策定ワーキンググループの委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

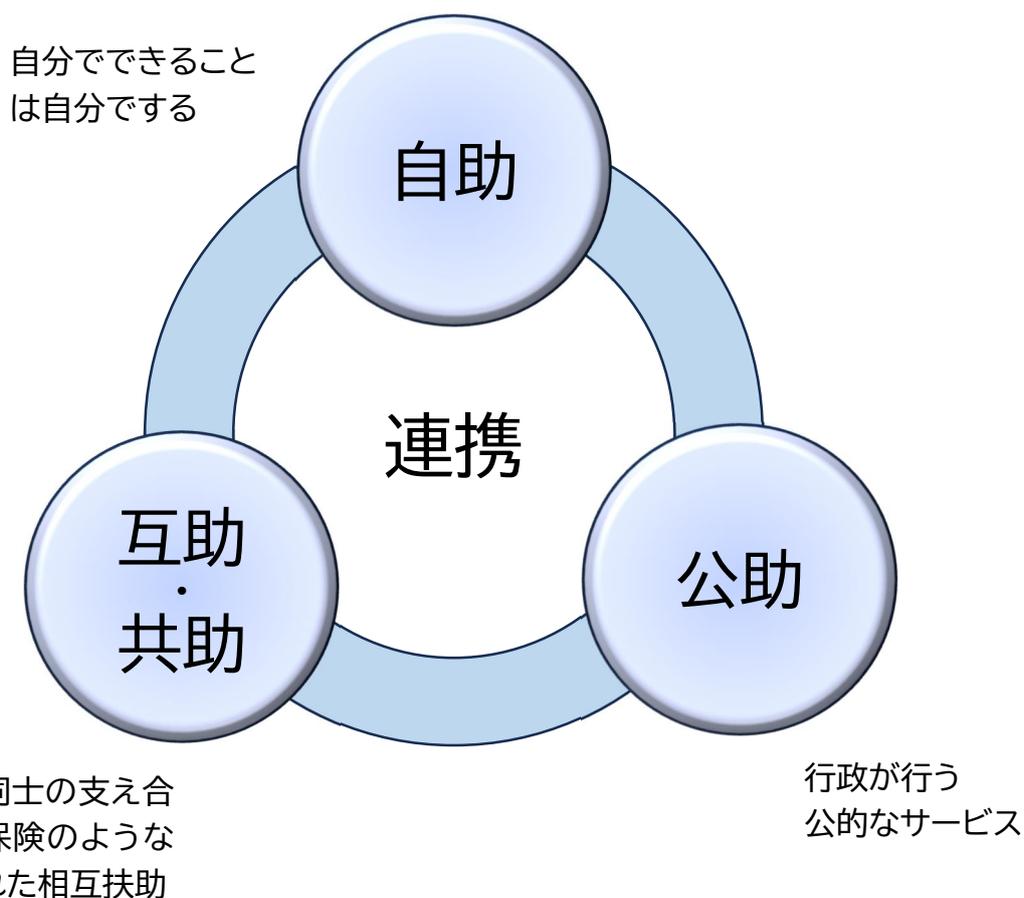
令和7年 月

石狩市長 加藤 龍 幸

地域福祉とは？

地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりしながら支え合いの仕組みをつくっていくことです。

住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができるよう、様々な生活課題に対して、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合いや制度化された相互扶助（互助・共助）、公的な支援（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要となります。



計画の名称（通称名）

「りんくるプラン」

第2次石狩市地域福祉計画で初めてつけられた通称名は「りんくるプラン」でした。第3次計画で「新・りんくるプラン」、第4次計画で「石狩りんくるプラン」と少しかたちを変えながらも、この15年間で「りんくるプラン」という呼び方は、住民、地域、団体などに広く浸透してきました。

こうしたことから、より身近で親しまれる計画になるよう、引き続き、本計画の名称（通称名）を「りんくるプラン」とします。

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画策定の背景と趣旨	1
2 本計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
5 計画の推進体制	5
第2章 地域を取り巻く状況	6
1 石狩市の現状	6
（1）人口と世帯数の状況	6
（2）高齢者人口と高齢化率の状況	8
（3）将来人口の推計	9
（4）児童数の推移	10
（5）要支援及び要介護認定者数の状況（第2号被保険者を含む）	11
（6）障がいのある人の状況	11
（7）町内会・自治会の状況	12
（8）被保護世帯の状況	13
2 アンケート調査	14
（1）調査の概要.....	14
（2）回答者の属性.....	14
（3）日常生活や地域福祉について	15
（4）地域福祉を進めていくために	17
3 地域福祉推進の課題	19
（1）前計画から引き継ぐ課題（基本目標別）	19
（2）厚田区・浜益区の課題	20
（3）地域福祉計画策定ワーキンググループ検討	21
第3章 基本理念と基本目標	25
1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 計画の体系図	27

第4章 施策の展開（重点施策） 28

【重点施策1】情報提供・情報発信の充実 28

【重点施策2】地域福祉を担う人材の育成と確保 29

【重点施策3】生活困窮者等に対する自立支援施策の充実 30

第5章 施策の展開（基本目標別） 31

基本目標1：みんながつながる地域づくり 31

(1) ふれあいの場の充実 31

(2) 地域福祉活動の推進 32

(3) 相談体制の充実 32

(4) 多様な主体による地域福祉活動の支援 33

基本目標2：誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり 34

(1) 権利擁護体制の充実 34

(2) 在宅福祉サービスの充実 35

(3) 見守り活動の充実 35

(4) 高齢者・障がい者（児）・子ども子育て支援の充実 36

(5) 健康づくりの推進 39

(6) 生活困窮者等への支援 39

(7) ひきこもりへの支援 41

(8) 自殺対策の推進 41

(9) 包括的な支援体制の推進 43

(10) 災害時の要配慮者への支援体制づくり 44

基本目標3：福祉の理解と人づくり 45

(1) 福祉教育の推進 45

(2) ボランティアの育成 46

(3) ボランティア活動の活性化 47

(4) 情報提供の充実 48

(5) 人材の育成と確保 49

厚田区・浜益区の地区事情に応じた取り組み 50

(1) 地区の現状 50

(2) 地区の課題と課題解決に向けた主な取り組み 50

将来のまちの姿 51

第2期石狩市成年後見制度利用促進基本計画	52
1 基本計画策定の経緯・目的	53
2 計画の位置づけ	53
3 成年後見制度の概要	54
4 石狩市の体制と課題	56
5 成年後見制度などの利用促進	59
石狩市再犯防止推進計画	62
1 計画の策定にあたって	63
2 アンケート調査	65
3 基本方針	67
4 施策の展開	67
資料	69

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは？

地域福祉とは高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などそれぞれの法律や制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくり持続させていくことです。

こどもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができるよう、様々な生活課題に対して、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合いや相互扶助（互助・共助）、行政による公的サービス（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要です。

(2) 国の動向

【ニッポン一億総活躍プラン】

平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、こども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

【社会福祉法の改正】

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、社会福祉法が平成30年と令和3年に改正されています。

平成30年4月施行の改正では、市町村の地域福祉計画の策定が努力義務になるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。また、市町村は、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受けとめるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

令和3年4月施行の改正では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制を構築するための一手法として、高齢・障がい・こども・生活困窮の各福祉分野が連携しながら「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

【孤独・孤立対策推進法の施行】

近年の社会構造の変化（人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける

人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。加えてコロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化してきたことを踏まえ、令和6年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

この法律は、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取り組みについて、その基本理念、国等の責務、施策の基本事項などを定めています。「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、地方公共団体においても地域の状況に応じた取り組みが求められています。

(3) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が地域福祉の推進を図るため次に掲げる事項を一体的に定める計画として策定するよう位置づけられています。

地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉推進の主体である地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとされています。

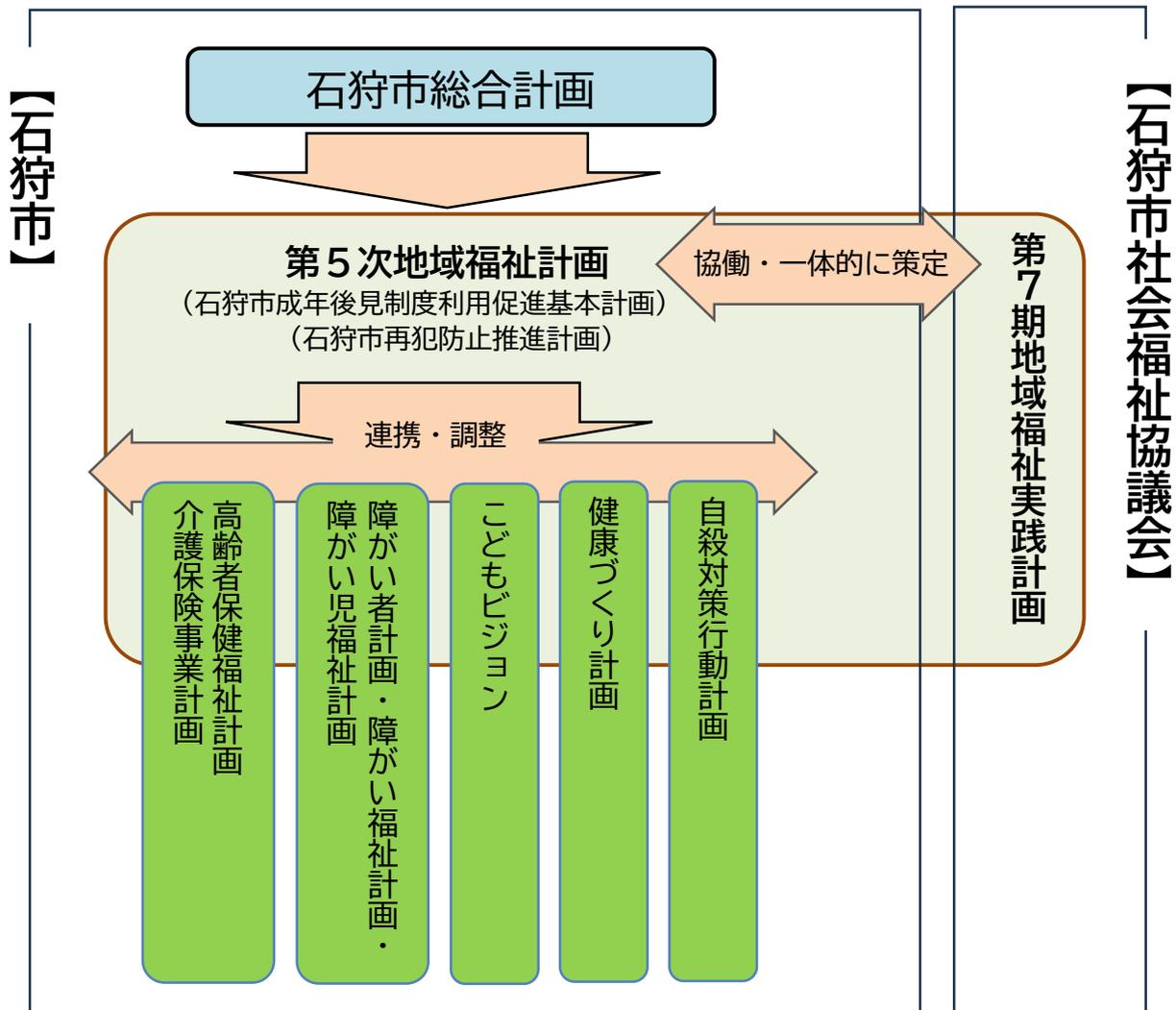
- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 本計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、石狩市総合計画を最上位計画とする石狩市の計画体系の中で、福祉に関する上位計画に位置づけられ、保健福祉分野における分野別の計画と連携・調整を図りながら、地域福祉を推進するための計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（石狩市成年後見制度利用促進基本計画）及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」（石狩市再犯防止推進計画）を包含したものとなります。

なお、本計画は、石狩市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」としても位置づけられ、石狩市と石狩市社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進する計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

今後の社会経済情勢の変化や、国の新たな福祉政策などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画を見直します。

【他計画の計画期間との比較】

		計画期間	2024 (令和6)	2025 (7)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)
第5期総合計画		2015～ 2026	→					
第5次地域福祉計画		2025～ 2029		→				
分野別 計画	高齢者保健福祉計画	2024～ 2029	→					
	第9期介護保険事業計画	2024～ 2026	→					
	障がい者福祉計画							
	・第4期障がい者計画	2021～ 2026	→					
	・第7期障がい福祉計画 ・第3期障がい児福祉計画	2024～ 2026	→					
	健康づくり計画（第3次）	2024～ 2035	→					
	第二期こどもビジョン	2025～ 2029		→				
	自殺対策行動計画	2019～ 2028	→					
	成年後見制度利用促進基本計画 ※ 第5次地域福祉計画に包含	2025～ 2029		→				
	再犯防止推進計画 ※ 第5次地域福祉計画に包含	2025～ 2029		→				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域における課題を的確に把握するとともに、地域福祉推進の主体である地域住民や関係者の意見が反映されるよう努めました。

(1) 石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループ

学識経験者、福祉事業関係者、民生委員児童委員、町内会役員、福祉専攻の大学生、市の職員などで構成する「石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループ」を設置し、日頃から感じている課題やその対応策について議論しながら、計画策定にあたっての課題整理や素案の検討などを行いました。

(2) 市民アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、18歳以上の市民1,000人を対象にアンケート調査を実施し、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見などを把握しました。

(3) 石狩市社会福祉審議会への諮問・答申

学識経験者、福祉関係団体の代表、公募による市民代表からなる「石狩市社会福祉審議会」へ諮問し、審議会からの答申を踏まえて策定しました。

(4) パブリックコメントの実施

市の原案に対する市民等からの意見等を募集し、いただいた意見等を踏まえて計画を策定しました。

5 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画は、推進の主体となる地域住民をはじめ、事業者、社会福祉協議会及び市が、それぞれの立場で力を発揮しながら協働で地域の課題を解決していくことを目指すものです。計画の基本理念、基本目標、施策の内容などを広く周知し、地域福祉に対する意識の醸成を図りながら、市関係部局はもとより、市民、関係機関、関係団体等が一体となって計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

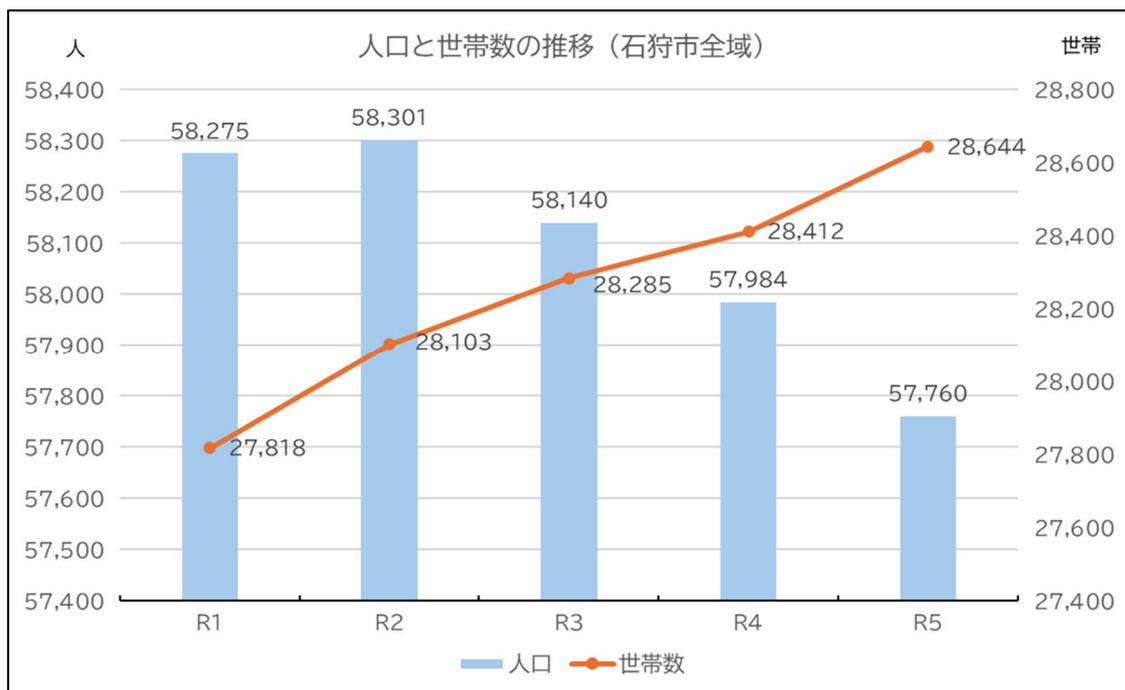
本計画に位置づけた事業については、毎年度所管部局から報告を受けて進捗状況の点検と評価を行います。また、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

第2章 地域を取り巻く状況

1 石狩市の現状

(1) 人口と世帯数の状況

人口は減少傾向にあり、5年前と比較すると約500人減少しています。一方、少子高齢化による核家族化の進展や高齢者単身世帯の増加などにより世帯数は年々増加し、5年前と比較すると約800世帯増えています。



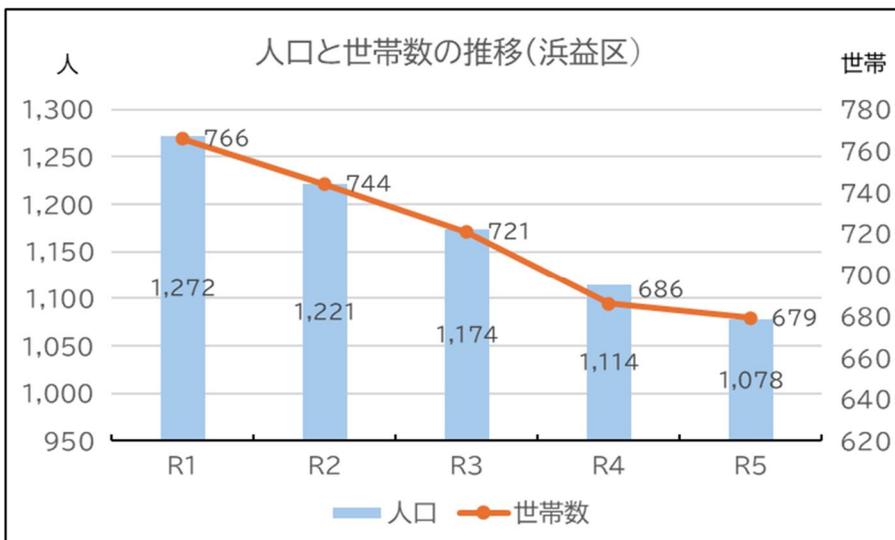
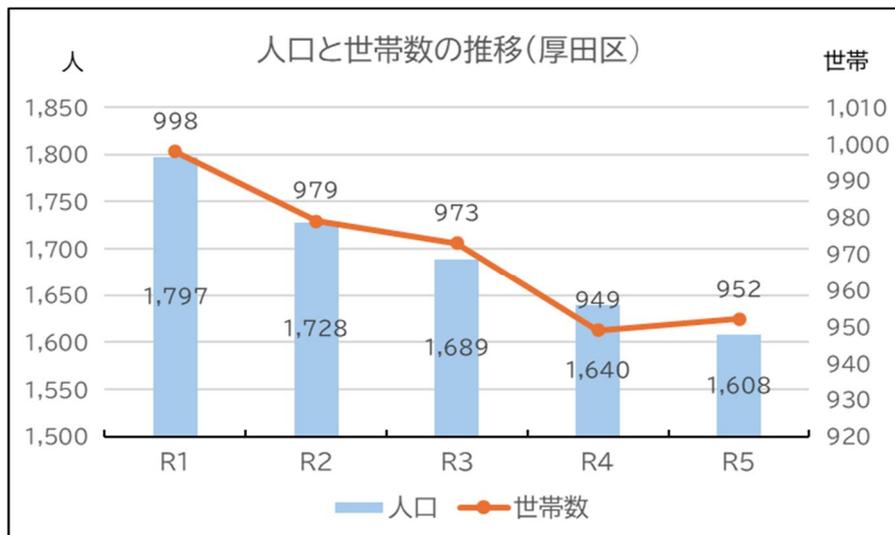
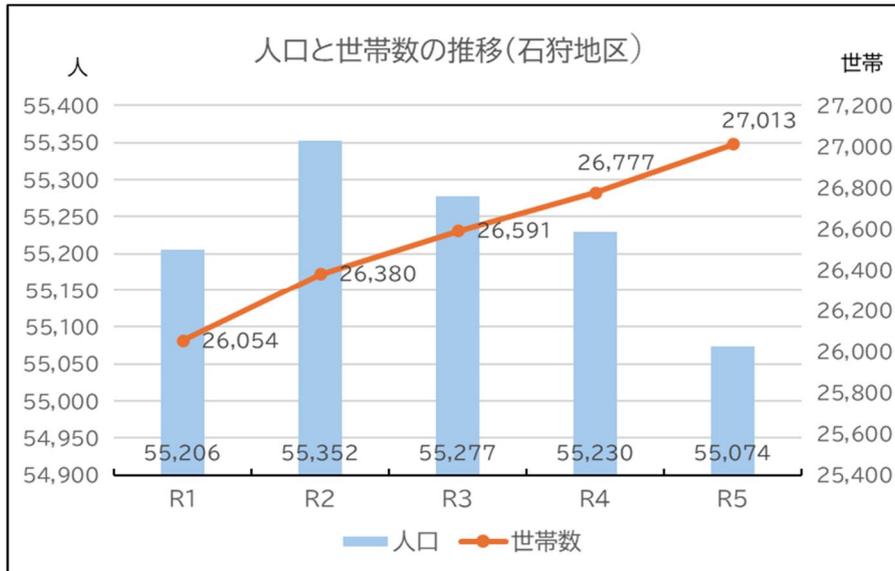
【資料：住民基本台帳】

地区別の人口では、石狩地区^{※1}、厚田区及び浜益区ともに減少しており、5年間で石狩地区では約0.2%、厚田区では約11%、浜益区では約15%減少しています。

世帯数については、石狩地区では増加し、核家族化や高齢者単身世帯の増加が伺えます。一方、厚田区、浜益区では人口・世帯数ともに減少し、過疎化が進行している状況です。

※1 石狩地区：厚田区及び浜益区を除く石狩市域。

【各地区の人口と世帯数の推移】

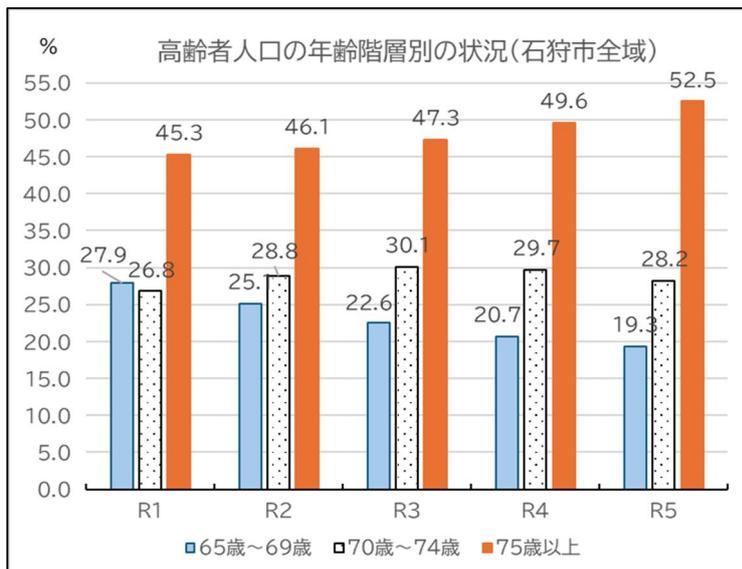
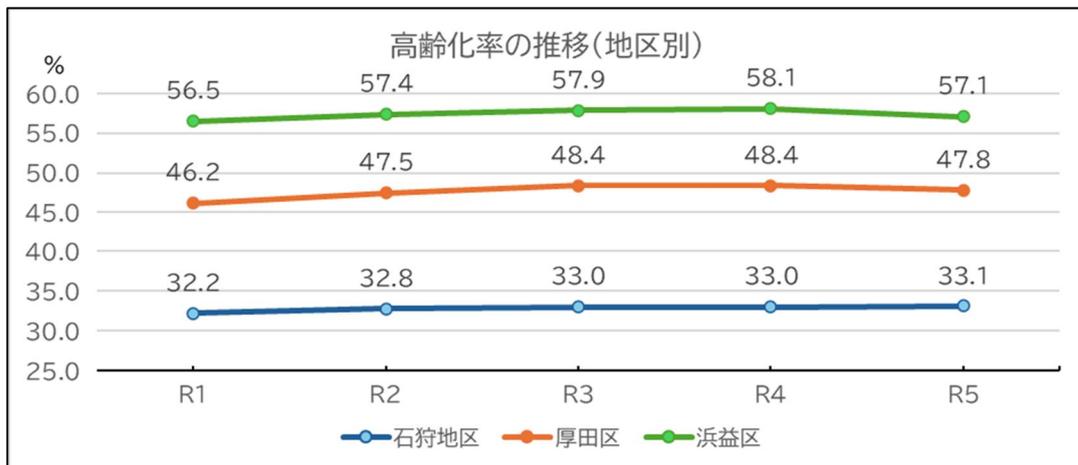
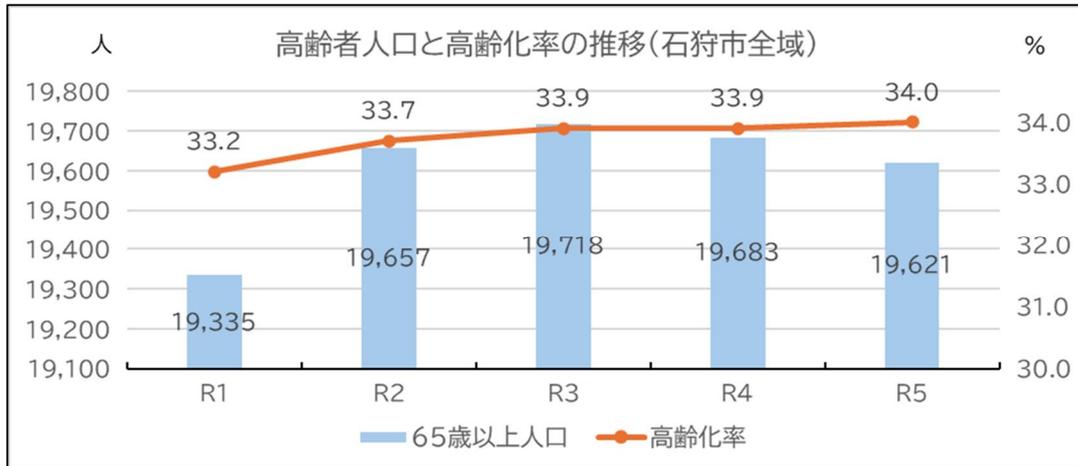


【資料：住民基本台帳】

(2) 高齢者人口と高齢化率の状況

65歳以上の高齢者人口は、令和3年度をピークに減少傾向にあります。高齢化率は年々増加を続け令和5年度で34%となっています。

地区別では、浜益区の高齢化率が約57%、厚田区では約48%と高く推移していますが、石狩地区でも33%を超えています。



高齢者の中でも、75歳以上の高齢者人口の割合が高水準にありましたが、団塊の世代(昭和22年から24年生まれ)が令和4年度から75歳に到達したことなどによりさらに上昇し、令和5年度では52%を超え、今後も高い割合で推移することが予想されます。

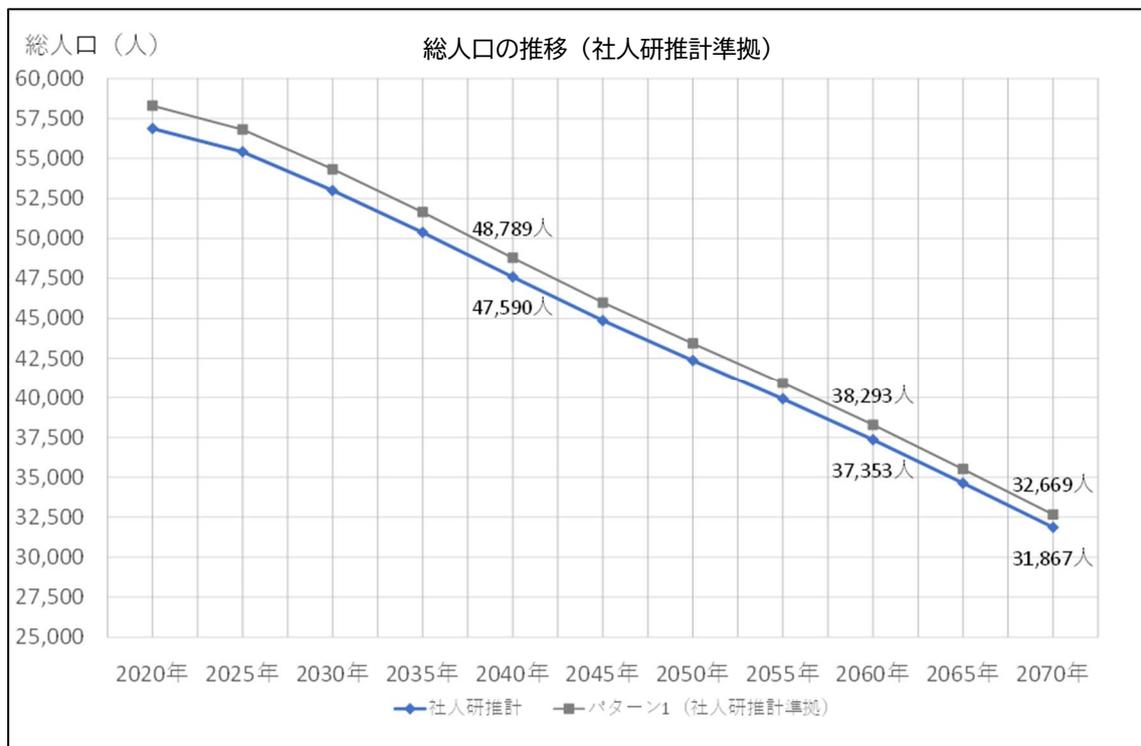
【資料：住民基本台帳】

(3) 将来人口の推計

将来人口は、「第3期石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）（2025年3月策定）において推計を行っており、本計画においても、総合戦略の人口ビジョンにより推計した人口を将来人口の推計値としています。

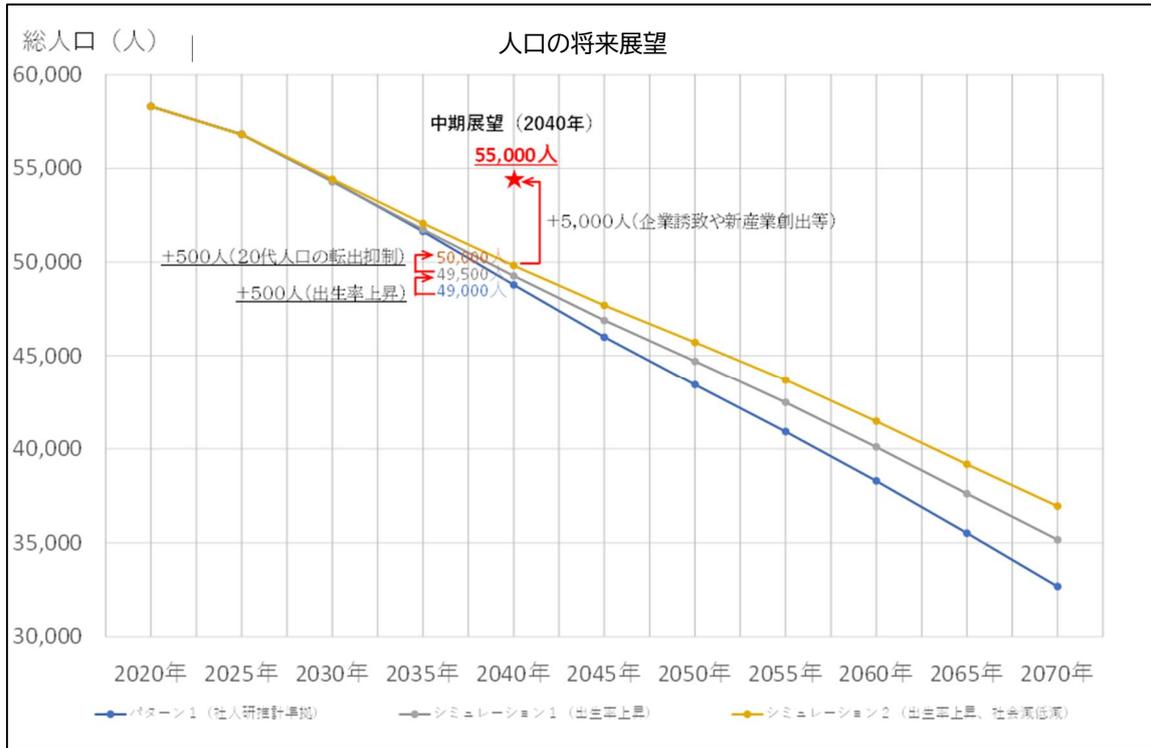
(ア) 総人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）推計準拠による2040年の本市の総人口は47,590人となっていますが、社人研の人口推計が過去の国勢調査をベースに算出されていることから、直近の国勢調査と住民基本台帳人口との比較をもとに補正を行った結果、2040年の総人口は48,789人となります。



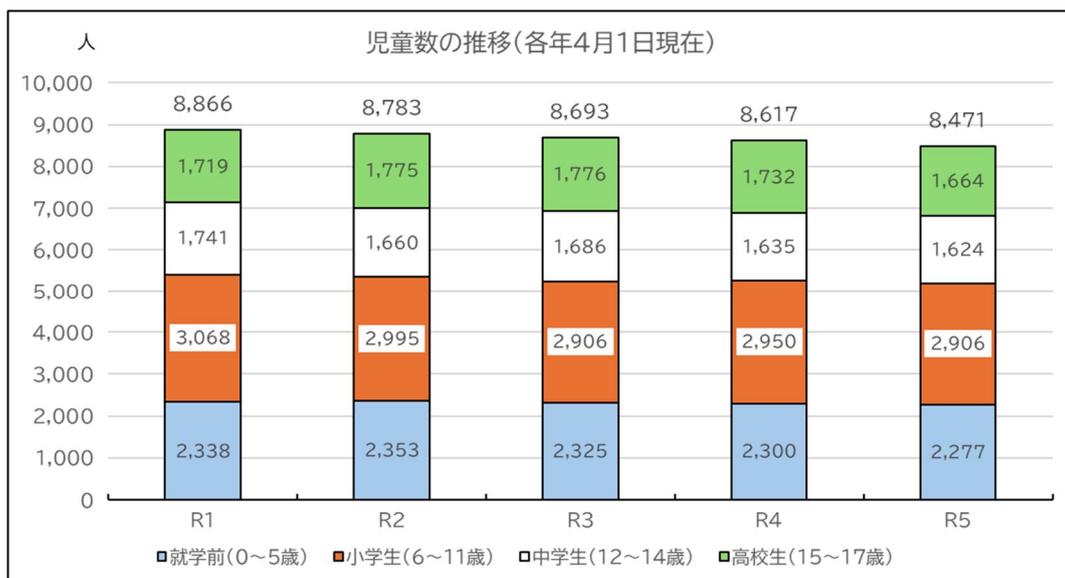
(イ) 人口の将来展望（概ね2040年を目途）

上記（ア）で推計した補正後の総人口約49,000人から、「地方創生」に関する全国的な施策効果による出生率の上昇と20代人口の転出抑制、さらに、企業誘致や新産業創出など市単独及び札幌圏域として特色を活かした独自施策効果により、概ね6,000人を上乗せする55,000人を「定住人口の維持」として設定しています。



(4) 児童数の推移

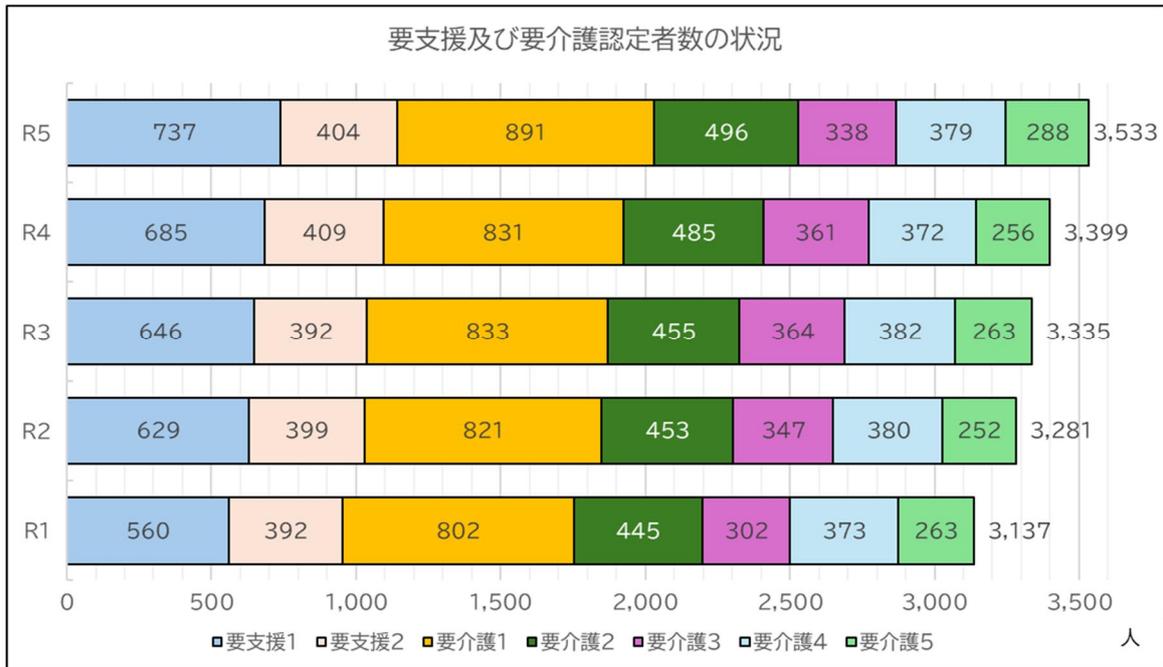
児童数は年々減少し、5年前と比較すると約400人減少しています。総人口が5年間で約500人の減少であることから、その多くが17歳以下の児童となっています。この要因として、ライフスタイルの多様化、未婚化や晩婚化などにより出生数が低下していることが考えられます。



【資料：住民基本台帳】

(5) 要支援及び要介護認定者数の状況（第2号被保険者を含む）

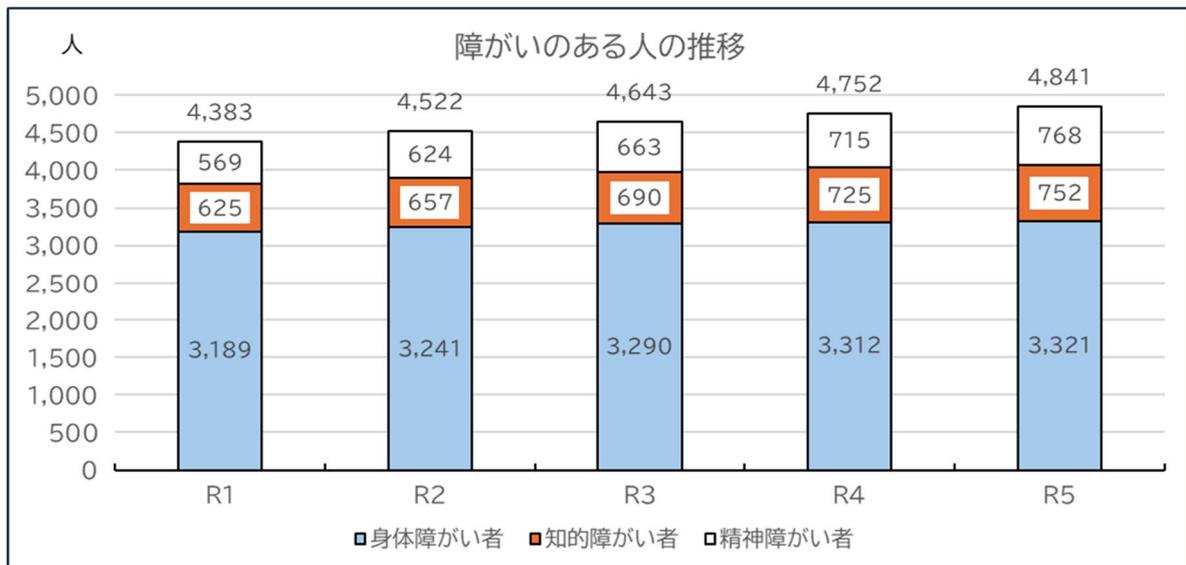
要支援及び要介護認定者は、高齢化の進展などにより全ての区分で増加傾向にあります。総数では5年間で約400人増え、令和5年度は3,533人となりました。



【資料：高齢者支援課】

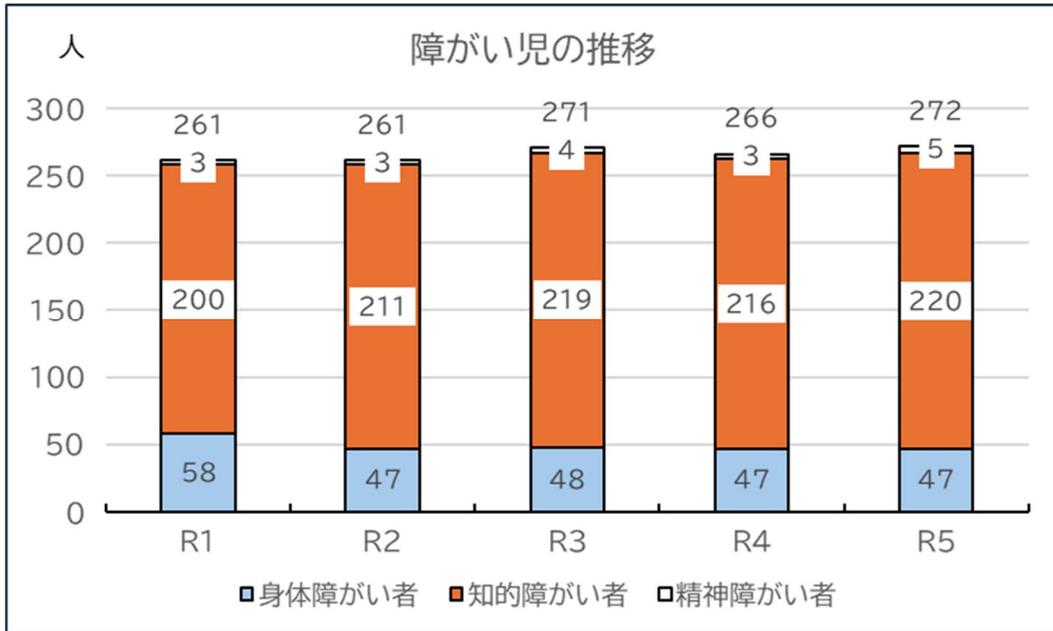
(6) 障がいのある人の状況

障がいのある人は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人のいずれもが年々増加しており、総数では令和元年度の4,383人から458人増加し、令和5年度は4,841人となっています。



【資料：障がい福祉課】

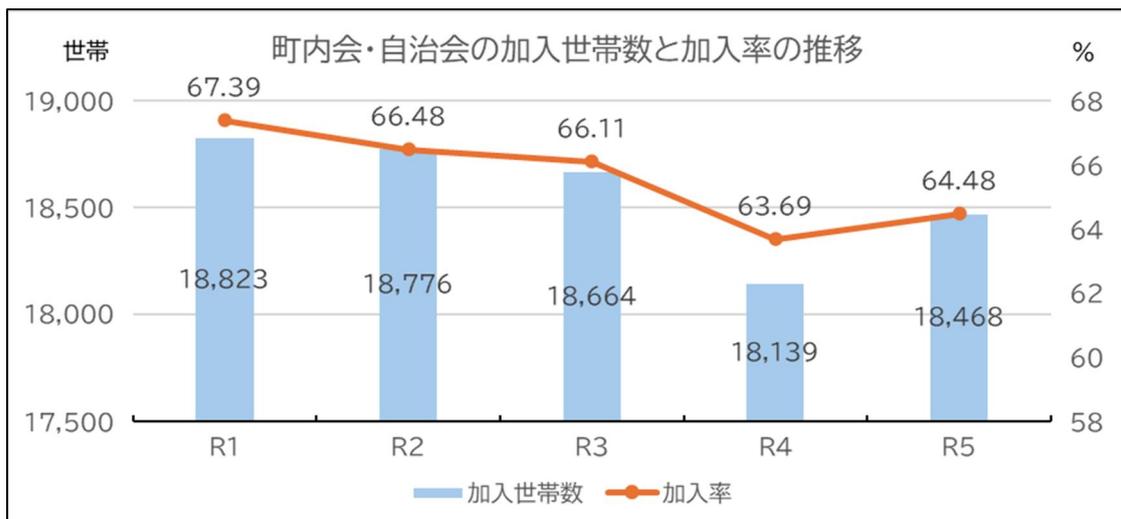
また、障がい児のうち、身体障がいや精神障がいのある児童は横ばいで推移していますが、知的障がいのある児童は、認定こども園等訪問や健診、相談など早期発見につながる機会の充実により増加しています。



【資料：障がい福祉課】

(7) 町内会・自治会の状況

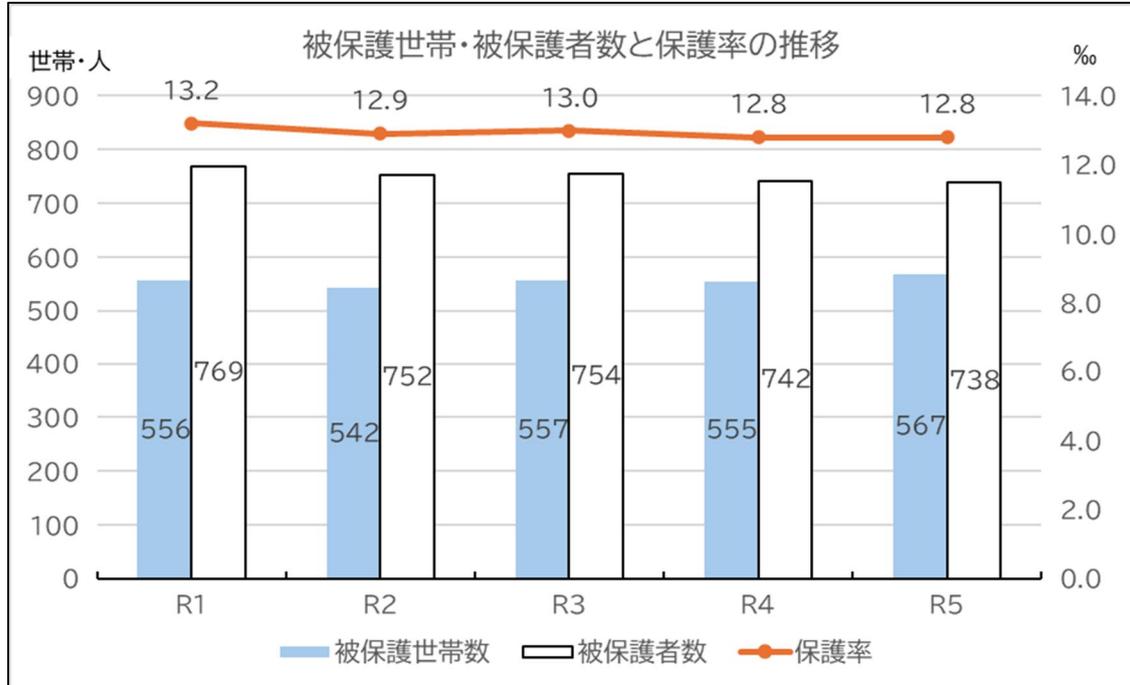
令和6年10月現在、石狩市には町内会・自治会が120団体あります。市内の総世帯数は増加の傾向にありますが、町内会・自治会の加入世帯数は減少傾向にあり、加入割合は令和5年度で64.48%となっています。



【資料：広聴・市民生活課】

(8) 被保護世帯の状況

生活保護の被保護者数は、減少傾向にあります。被保護世帯数は総世帯数の増加にともない増加傾向にあります。保護率^{※2}は、13.0%（パーミル）前後で推移しています。



【資料：福祉総務課】

※2 保護率：人口1,000人当たりの被保護人員数割合で、千分率である%（パーミル）で表記。

2 アンケート調査

(1) 調査の概要

① 調査目的

市民が地域で暮らす中で抱えている悩みごとの内容や相談先、地域福祉に関する意見などを把握し、「第5次石狩市地域福祉計画・第7期石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画（令和7～11年度）」を策定するための基礎資料とする。

② 調査の対象

18歳以上の市民1,000人

③ 調査期間

令和6年8月30日（金）～9月18日（水）

④ 調査方法

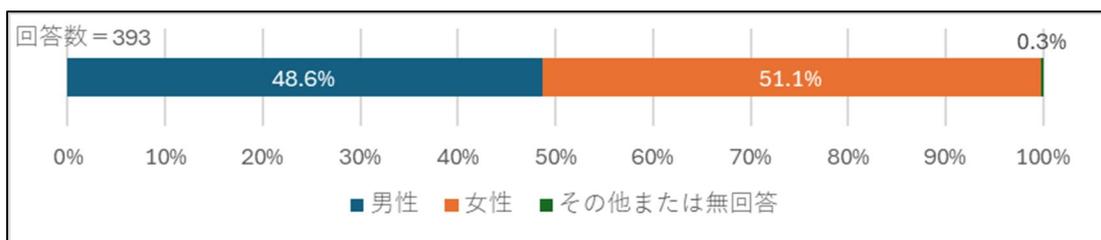
郵送による配付・回収またはオンラインによる回答

⑤ 回収状況

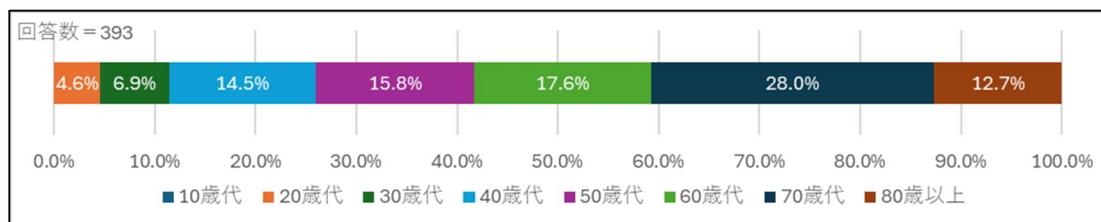
配付数	回収数	回収率
1,000通	393	39.3%

(2) 回答者の属性

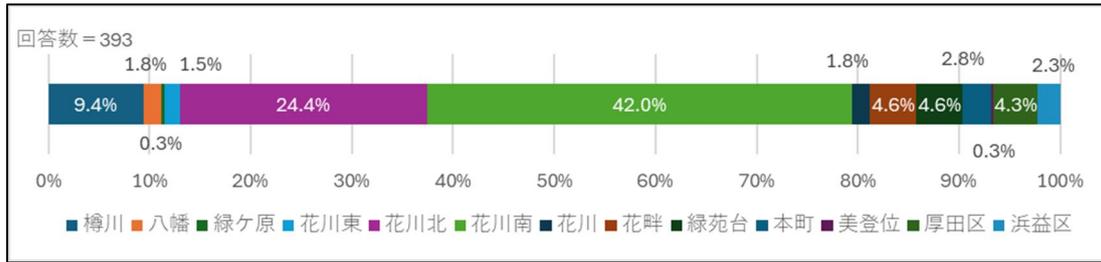
① 性別



② 年代 70歳代の方が最も多く28.0%、次いで60歳代が17.6%でした。



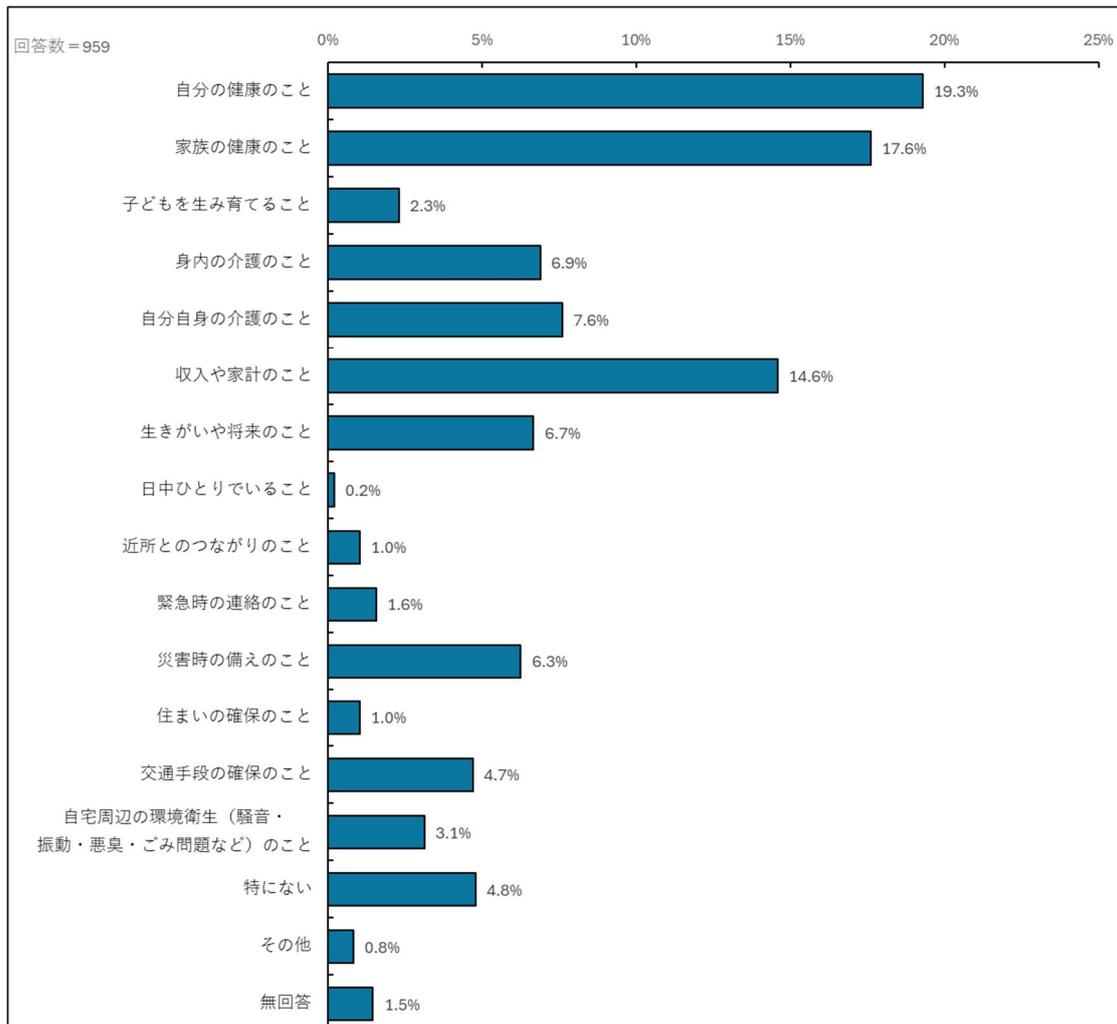
- ③ 居住地区 花川南地区が最も多く42.0%、次いで花川北地区が24.4%でした。



(3) 日常生活や地域福祉について

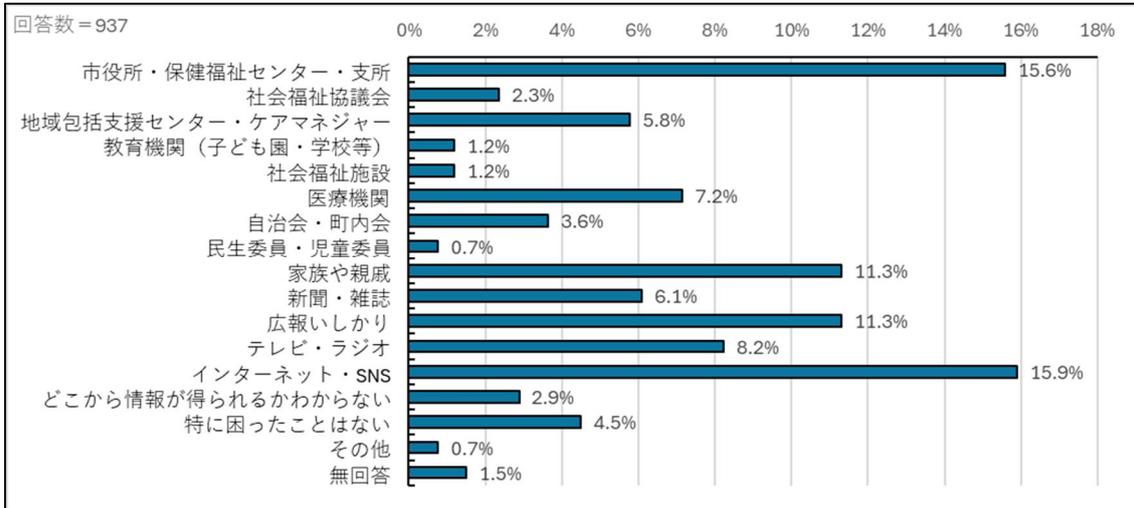
- ① 日常生活の中でどのようなことに不安を感じていますか。(〇は3つまで)

「自分の健康のこと」に不安を感じている方が最も多く19.3%、次いで、「家族の健康のこと」が17.6%でした。



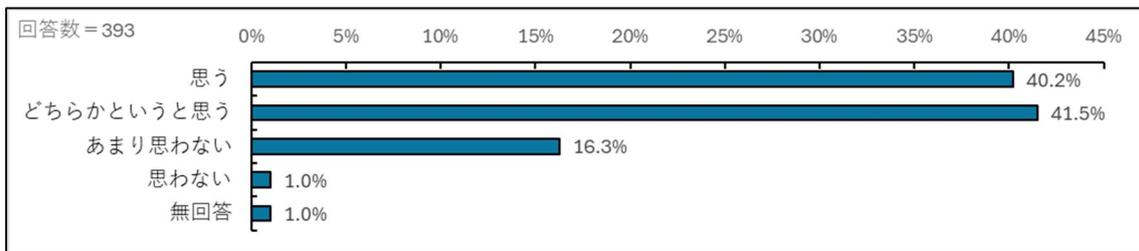
- ② 日常生活で福祉的な困りごとが生じた場合、どのようなところから情報を得ていますか。（複数回答可）

「インターネット・SNS^{※3}」が最も多く15.9%、次いで「市役所・保健福祉センター・支所」が15.6%でした。



- ③ 身近な地域での住民同士の支え合いは必要だと思いますか。（○はひとつ）

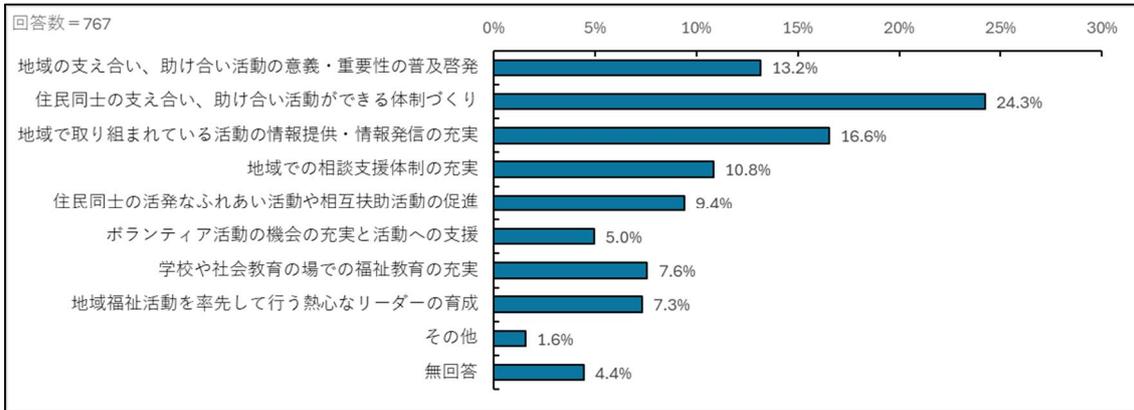
「どちらかというと思う」が最も多く41.5%、次いで「思う」が40.2%でした。



※3 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）のことで、インターネットを通じて他の人とつながり、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションすることができるサービスのこと。

- ④ 身近な地域で住民同士が共に支え合い、助け合うためにどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）

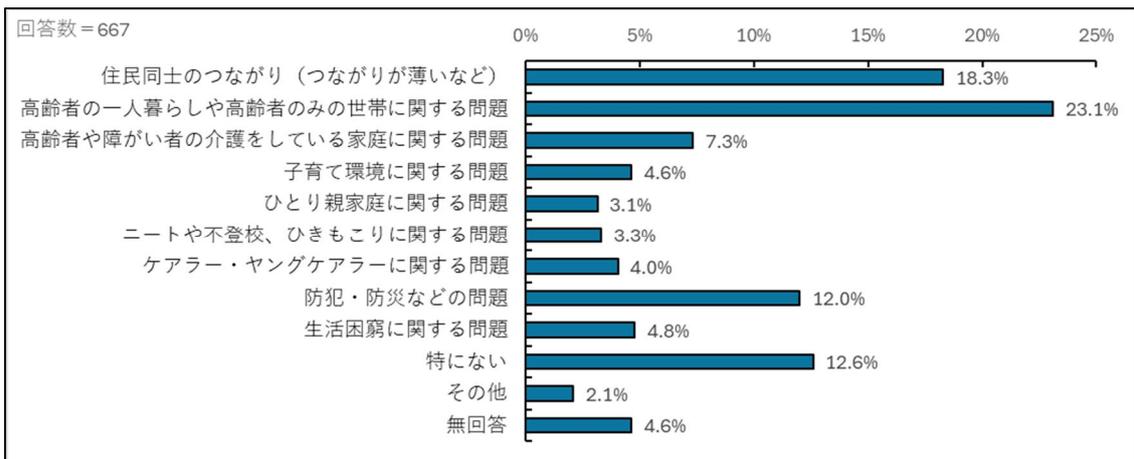
「住民同士の支え合い、助け合い活動ができる体制づくり」が最も多く24.3%、次いで「地域で取り組まれている活動の情報提供・情報発信の充実」が16.6%でした。



(4) 地域福祉を進めていくために

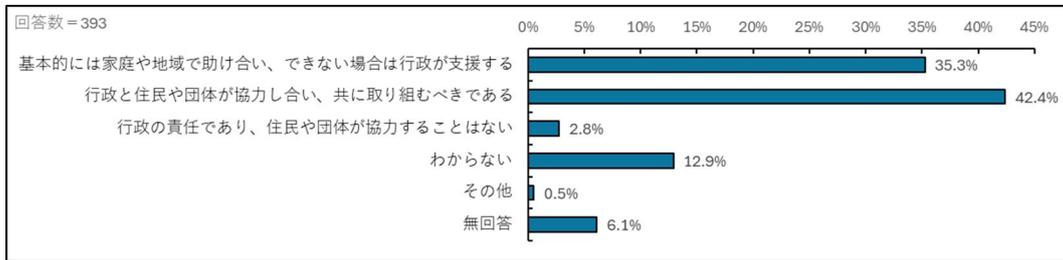
- ① あなたの住んでいる地域には、福祉に関わるどのような問題・課題があると思いますか。（複数回答可）

「高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題」が最も多く23.1%、次いで、「住民同士のつながり」が18.3%でした。



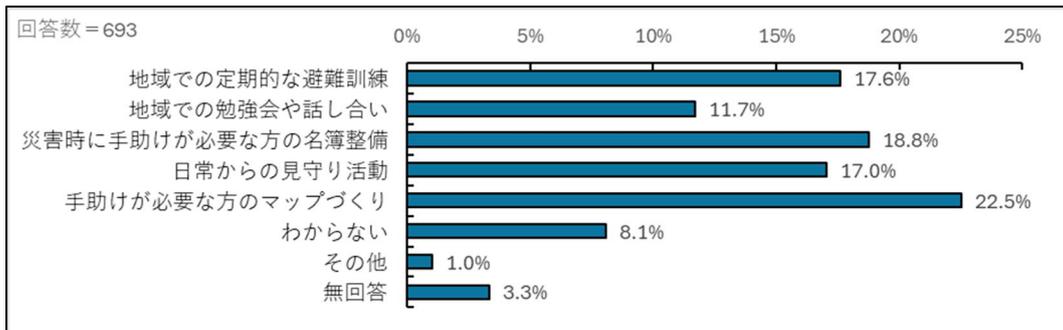
② 地域福祉を推進するにあたって、あなたの考え方は次のどれに近いですか。

「行政と住民や団体が協力し合い、共に取り組むべきである」が最も多く42.4%、次いで「基本的には家庭や地域で助け合い、できない場合は行政が支援する」が35.3%でした。



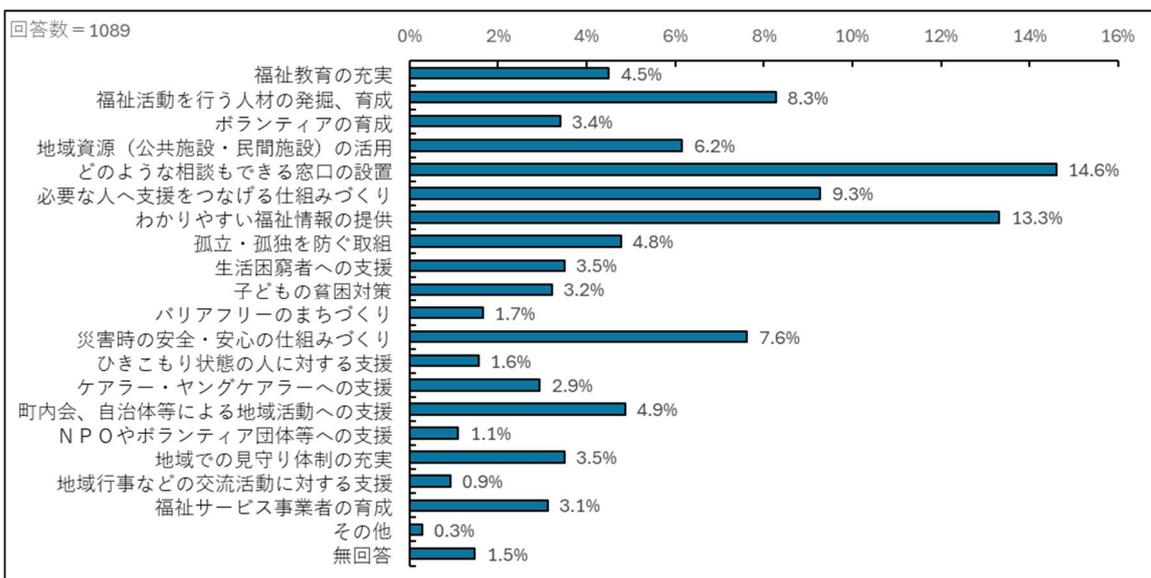
③ 災害時に住民が支えあう地域づくりに何が必要だと思いますか。(複数回答可)

「手助けが必要な方のマップづくり」が最も多く22.5%、次いで「災害時に手助けが必要な方の名簿整備」が18.8%でした。



④ 地域福祉を進めていくために、市はどのようなことに優先的に取り組むべきだと思いますか。(〇は3つまで)

「どのような相談もできる窓口の設置」が最も多く14.6%、次いで「わかりやすい福祉情報の提供」が13.3%でした。



3 地域福祉推進の課題

地域福祉を推進するため、第4次石狩市地域福祉計画に基づき各種施策を進めてきましたが、コロナ禍により事業の見送りや見直しを余儀なくされるなど、十分な取り組みができなかったものや、高齢化や社会情勢の変化により深刻化する課題、厚田区・浜益区における地域的な課題など、引き続き検討や対策が必要な課題については、第5次石狩市地域福祉計画に基づき、その解決に向けた取り組みや各種施策を実施します。

(1) 前計画から引き継ぐ課題（基本目標別）

【基本目標1：地域のつながりづくり】

基本目標1の「地域のつながりづくり」の実現を目指し、「通いの場」の運営支援やふれあい給食サービス、住民よろず相談所の実施のほか、民生委員児童委員の一斉情報配信システムを新たに導入するなど、地域のつながりを強めるための施策を実施してきました。一方、コロナ禍によりふれあい広場や地域福祉懇談会が開催できなかったほか、社会福祉法人のネットワーク化推進など着手できなかった事業がありました。

今後、地域のつながりづくりをさらに推進するためには、住民参加による地域内での世代間交流や顔の見える地域のつながりづくり、地域福祉の推進を担う関係団体の活性化などが重要な課題となります。

【基本目標2：安全・安心な暮らしづくり】

基本目標2の「安全・安心な暮らしづくり」の実現を目指し、高齢者の生活支援や介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援コーディネーターの配置や権利擁護体制の充実を図るための成年後見センターの運営、地域見守りネットワークや鍵の預かり事業などにより高齢者や要援護者の見守りを実施してきました。

引き続き、障がい者、高齢者、子ども子育ての各施策により安心な暮らしづくりを推進するほか、高齢化の進展に伴い利用者の増加が見込まれる成年後見制度など権利擁護体制の充実強化を図ります。

また、全国各地において大規模地震や豪雨などの災害が発生しています。本市においても、いつ発生するかわからない災害に備え、高齢者や障がい者など要配慮者に対する支援体制の強化が必要となっています。

【基本目標3：福祉の理解と人材の育成】

基本目標3の「福祉の理解と人材の育成」の実現を目指し、小中学校の児童や生徒、地域住民を対象にした出前講座のほか、地域福祉新聞の発行やインターネットによる情報提供など、福祉の理解を深めるための施策を実施してきたほか、ボランティアスクールやボランティアポイント事業など、人材の育成や活動を活性化するための施策を実施してきました。

一方で、ワーキンググループの意見やアンケート調査などからは、高齢化の進展などによる人材不足の深刻化と関係制度や関係機関に対する認知度の低さが示されており、地域福祉の推進には、主な担い手である地域住民の理解と協力が不可欠であることから、今後における対策が重要になります。

【基本目標4：自立を支える体制の推進】

基本目標4の「自立を支える体制の推進」の実現を目指し、生活困窮者等の自立に向けた各種施策の実施や生活に困窮した家庭の子どもの学習・生活支援を実施してきました。また、ひきこもりサポート事業による復学や就業に向けた支援やゲートキーパー^{※4}養成講座の実施などによる自殺対策の推進を図ってきました。

いわゆる8050問題^{※5}のような複合化した問題を抱えている世帯が顕在化する中で、離職・ひきこもりなど様々な要因により生活に困窮する人や、制度の狭間に取り残された人への対策が重要な課題となります。

(2) 厚田区・浜益区の課題

厚田区・浜益区では前項「(1) 前計画から引き継ぐ課題(基本目標別)」で示した課題のほか、住民の約半数が65歳以上の高齢者という状況や隣近所との距離の問題からなる地域コミュニティの形成の難しさ、交通や小規模集落など、過疎地域特有の様々な課題があります。

厚田区・浜益区が抱える課題は、福祉分野のみでは解決することが難しい課題も多くあるため、石狩市全体のまちづくりの中で課題の解決に向けた検討を進めていく必要があります。

※4 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

※5 8050問題：80は80歳代の親、50は50歳の子を指し、子のひきこもりが長期化することに伴い、親も高齢化して働けなくなり、生活に困窮したり社会から孤立してしまう問題。

(3) 地域福祉計画策定ワーキンググループ検討

地域福祉計画策定ワーキンググループを4回開催し、大きな4つのテーマについて、地域や団体などそれぞれの分野で抱えている課題などについて意見交換しました。この会議で出された主な課題やその対策として出された提案・意見は次のとおりです。

【テーマ1 みんながつながる地域づくり】

(1) ふれあいの場や居場所づくりの支援・福祉活動の促進

■現状や課題

- ・ 町内会への若い世代の参加が少ない
- ・ 活動する人材、担い手が不足している
- ・ 祭りなどのイベントが人手不足や過疎化により困難になってきている
- ・ 各地域で何が不足しているか実態がわからない
- ・ サロン活動など地域によって差がある、知らない人も多い

■対策として出された提案・意見

- ・ 社会福祉協議会や地域包括支援センターのメニューを積極導入し参加を促す
- ・ 認定こども園や小学校と高齢者のふれあいの場を設ける
- ・ 共生型サービスの創設・先駆事例の紹介を行う
- ・ 出前講座を地域などでも積極的に実施することにより知ってもらう
- ・ 地域の特別養護老人ホーム職員等による講習会などを開催する
- ・ 定年の方が参加しやすい仕組みづくり
- ・ 担い手やボランティア不足解消の一手段として報酬を支給する

(2) 相談体制の充実・見守り活動の推進

■現状や課題

- ・ 地域の人が問題と感じているが本人が気づいていない
- ・ 民生委員児童委員の活動が不可欠であるが、情報の連携がなかったり、地域の人へ活動が認知されていない
- ・ 独居高齢者等の見守り

■対策として出された提案・意見

- ・ 民生委員児童委員の連携の強化
- ・ 情報のワンストップ窓口
- ・ ホームページなどによる情報発信の強化
- ・ 一人にさせないことをテーマとした町内会活動や趣味講座の開催
- ・ 独居者の見守りのための個人協定の締結

【テーマ2 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり】

(1) 福祉サービスの充実・包括的支援体制の推進

■現状や課題

- ・高齢化が進む中での交通手段や除雪対策
- ・どのようなサービスがあるのかわからない人が多い
- ・個人情報保護がネックになっている
- ・地域のつながりの希薄化により情報が届かない

■対策として出された提案・意見

- ・民間との協働などによる除雪サービスの充実
- ・情報発信を強化し、どのようなサービスがあるのか知ってもらう
- ・要支援者との個別協定の締結
- ・相談、訪問活動の充実（地域包括支援センター）
- ・重層課題を相談できる場づくり

(2) ひきこもり・ケアラー支援、孤独孤立対策、生活困窮者支援

■現状や課題

- ・本人も気づいていないケースがある
- ・一人暮らしや地域と交流のない人の把握
- ・情報共有にあたり個人情報が壁となっている
- ・複合的な課題を含む場合が多く、対応に専門性が必要

■対策として出された提案・意見

- ・SNS、ポスターの活用などにより相談先をわかりやすくする
- ・必要な人に必要な支援が届くような情報発信、周知啓発が重要
- ・関係職種が早く気づき、アウトリーチできる体制整備
- ・福祉協力員制度の周知及び協力員の育成
- ・ケアラー同士の交流支援

(3) 災害時支援体制

■現状や課題

- ・独居老人の災害時の手当てが不十分ではないか
- ・要援護者の避難、避難後の対応を確実にを行う必要

■対策として出された提案・意見

- ・防災組織づくりを周知することによる安心感の提供
- ・市関係部署との連携強化、防災組織づくりの強化
- ・個人協定等による要援護者の個人情報の共有、個別支援計画の策定

【テーマ3 福祉の理解とひとづくり】

(1) 情報提供の充実

■現状や課題

- ・どのような福祉サービスがあるかわからない人が多い
- ・どこに相談したらよいか、相談窓口がわからない人が多い
- ・福祉団体間などでも情報がどこまで伝わっているかが見えない

■対策として出された提案・意見

- ・若い人はSNS、高齢者は紙媒体など情報発信の使い分け
- ・情報の取り方を選ぶことができるような発信
- ・障がい者や外国人などにもわかる発信（情報のバリアフリー化）
- ・アウトリーチ型の情報発信
- ・情報発信や周知の仕方の工夫や機会を増やすこと
- ・積極的な出前講座による周知啓発

(2) 地域リーダーやボランティアの育成と確保

■現状や課題

- ・高齢化等による担い手不足
- ・町内会役員などのなり手の不足
- ・福祉活動への参加者が固定化している

■対策として出された提案・意見

- ・官民一体の仕組みづくりによる人材育成と確保
- ・SNSやICT※6を活用した人材支援
- ・町内会や自治会単位の人材育成
- ・人材確保のための補助金等の制度づくり
- ・ボランティアポイントなどのインセンティブ※7による参加促進
- ・世代を超えて集まることのできる場づくり

(3) 福祉活動への参加支援、福祉教育の推進

■現状や課題

- ・福祉への理解不足、活動参加への意欲不足
- ・人材やボランティア育成には小さいころからの意識づけが必要

■対策として出された提案・意見

- ・研修や講習などのための補助金などがあれば促進につながる
- ・町内会単位での連携を深めるための取り組みを行う
- ・福祉活動に参加する人ではなく、参加しない人への対応が必要
- ・障がいや年代を超えて集まる場づくりがあればつながっていく
- ・スクリーニングから申請主義となったことにより置いて行かれた、狭間に陥った人たちへのアプローチ

※6 ICT：Information and Communication Technologyの略で情報通信技術のこと。

※7 インセンティブ：対象の行動を促す「動機づけ」や「報奨」。

- ・教育機関への福祉機関による講話等をカリキュラム化する
- ・こどもをターゲットにした体験型の福祉イベントの充実、実体験が理解につながる
- ・三世代交流などによる福祉教育と多世代相互理解

【テーマ4 地域共生社会の実現に向けて】

(1) 高齢者・子ども子育て・健康づくり

■出された提案・意見

- ・介護予防の強化
- ・多世代交流、高齢者・こども・障がい者等がごちゃまぜで過ごせる拠点整備
- ・小さなお土産などのインセンティブによる交流の場への参加促進

(2) 権利擁護体制の充実、成年後見制度の利用促進、再犯防止

■出された提案・意見

- ・制度を知らない高齢者等が多いため、制度の周知強化、効果的なPRの実施
- ・気軽に相談できる環境整備
- ・町内会や自治会による助け合い
- ・犯罪をしてしまった人の地域参加による、地域からの理解と再犯防止

(3) 重点的な取り組みが必要な施策

■出された提案・意見

- ・人材確保、専門的知識を有する人の育成
- ・情報発信の強化
- ・地域包括ケアシステムの深化、推進
- ・交通弱者への解決策
- ・ひきこもり支援
- ・高齢者の見守り

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

誰もが健康でしあわせに暮らせる地域社会を実現するため、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合いや制度化された相互扶助（互助・共助）、公的な支援（公助）の連携と、住民相互の支え合いの機能「地域力」^{※8}の向上により、地域全体のしあわせが実現できるという考えのもと、第2次石狩市地域福祉計画では、基本理念を「地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり」と定め、この基本理念を第3次石狩市地域福祉計画へ引き継ぎました。

さらに、第4次石狩市地域福祉計画では、それまでに積み上げた地域力を十分に活かすことが、誰もが健康でしあわせに暮らせる地域共生社会の実現につながることから、基本理念を「地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり ～地域共生社会の実現に向けて～」とし、これまで様々な取り組みを行ってきました。

地域福祉を進めていく上で、自助・互助・共助・公助の連携、住民相互の支え合いは不可欠です。地域住民をはじめ、社会福祉に関する活動を行う人や社会福祉事業を行う団体、自治体が相互に協力、連携しながら、これまで積み上げてきた地域力が十分に活かされることにより、誰もが健康でしあわせに暮らせる地域社会が実現されます。

第5次石狩市地域福祉計画においても、第2次から第4次計画で積み上げてきた地域力を活かしながら「地域共生社会」の実現を目指すこととし、引き続き、次の基本理念を掲げて地域福祉を推進します。

基本理念

地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり
～地域共生社会の実現に向けて～

※8 地域力：自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見して、住民相互の支え合いによって解決しようとすること、また解決していける力のこと。

2 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1：みんながつながる地域づくり

地域のつながりやふれあいを活性化するため、属性や世代を超えて誰もが気軽に参加できる交流の場づくりなどを進めるほか、地域活動団体の活性化を図るなど、地域内のつながりを強化する取り組みを進めます。

また、複雑化・複合化した生活課題に適切に応えることができるよう、関係機関や関係部署の連携強化を図ります。

基本目標2：誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者など地域で支援を必要としている人、また、家族以外との関係を築けず自宅にひきこもっている人など、支援を必要としていながら公的なサービスの対象とならない制度の狭間にいる人の把握や支援を行うため、地域住民や関係機関、行政の連携により自立を支える体制を整備し、誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができる取り組みを進めます。

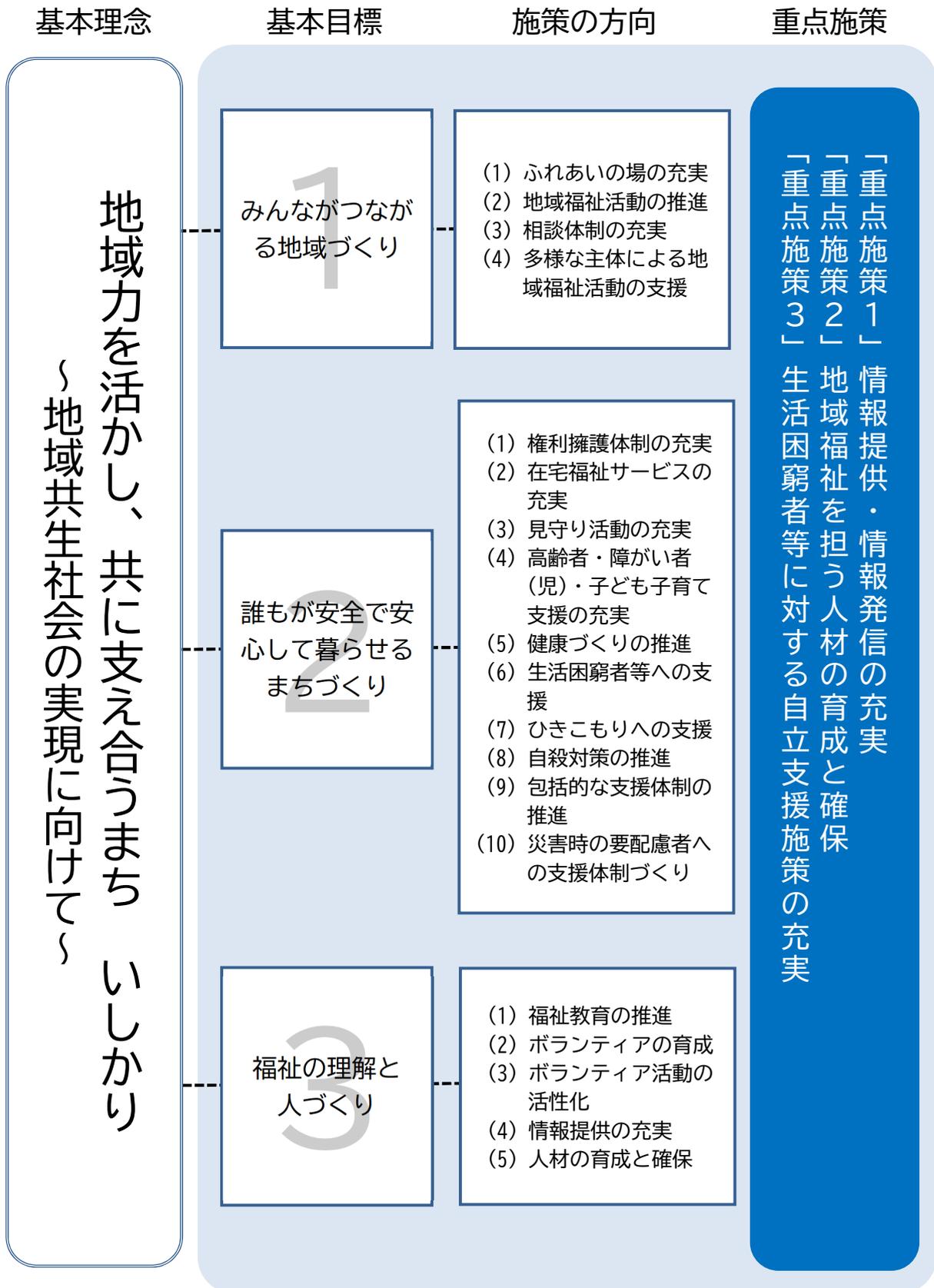
また、個別避難計画の作成などにより、自然災害など緊急時に支援が必要な人への支援体制を強化します。

基本目標3：福祉の理解と人づくり

誰もが必要な情報を得られるよう、様々な媒体を活用したわかりやすい情報提供・情報発信のほか、情報のバリアフリー化などにより福祉の理解推進に努めるほか、福祉に関する情報提供や学習機会などを通じて、福祉意識の醸成を図ります。

また、福祉の担い手不足を解消するため、ボランティア登録の推進や養成講座などによる新たな担い手の発掘、福祉施設に対する人材確保への支援など、人材育成・確保に向けた取り組みを進めます。

3 計画の体系図



第4章 施策の展開（重点施策）

重点施策1 情報提供・情報発信の充実

支援を必要とする人が必要なサービスを選択し受け取るためには、様々な情報を得ることが必要です。

アンケート調査では、「地域福祉を進めていくために、市はどのようなことに優先的に取り組むべきか」との設問に対し「どのような相談もできる窓口の設置」と「わかりやすい福祉情報の提供」と答える方が非常に多く、また、ワーキンググループにおいても、情報発信の重要性があげられました。

必要な人に必要な情報を的確に届けるため、様々な媒体を用いて、わかりやすい情報提供・情報発信に努めるほか、受け手の状況に関わらず適切に情報が伝わるよう情報のバリアフリー化を進めます。

主な取り組み

■地域福祉新聞の発行

社会福祉協議会や地域福祉活動を紹介する壁新聞を制作し、市内公共施設・町内会館など、生活に密着している場所への掲示を行い、わかりやすい情報発信に努めます。

■インターネット等を活用した情報発信

インターネットやSNSなどにより最新の情報を適時発信するとともに、社会福祉協議会のホームページとの連携により充実した情報提供に努めます。

■保健福祉窓口早わかり表の作成

市役所の保健福祉に関わる窓口の連絡先（電話番号）を紹介した一覧を毎年作成（更新）し、知りたい情報が得られるよう、市ホームページへの掲載や公共施設への配置などを行います。

■情報・コミュニケーション支援の充実

石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例に基づき、ICT機器^{※9}などを活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりや手話・要約筆記などのコミュニケーション手段を広め、それらの利用がしやすい環境づくり及びコミュニケーション支援者の人材育成に努めます。

※9 ICT機器：ネットワーク通信により情報・知識を共有する際に使用する機器の総称で、パソコン、タブレット端末、電子黒板などをいう。

重点施策2 地域福祉を担う人材の育成と確保

地域福祉を推進する上で、その主体である地域住民の担い手は重要かつ不可欠です。少子高齢化の進展などにより、地域における担い手不足や担い手の高齢化は深刻化していますが、アンケート調査の回答では、「地域福祉を推進するにあたっての考え方」の設問に対し「基本的には家庭や地域で助け合い、できない場合は行政が支援する」が35.3%、「行政と住民や団体が協力し合い、共に取り組むべきである」が42.4%の結果となり、多くの人々が基本的には地域福祉を「我が事」として捉えていることが伺えます。これら多くの人に地域福祉活動やボランティア活動へ参加いただく機会を増やすなど、様々な分野が連携し、多様な機会を通じて福祉を支える担い手の育成や福祉教育を学ぶ機会の提供を推進します。

また、全国で自然災害が頻発する中、災害ボランティアの養成や自主防災意識の向上を目的に「災害ボランティア研修会」を開催してきており、併せて令和6年度に開始した「災害ボランティア事前登録制度」の普及啓発により、災害時に救援活動できる人材の育成と確保を図ります。

主な取り組み

■福祉教育の推進

小中学校と連携し、児童や生徒が福祉やボランティアをより身近に感じられるよう、福祉体験プログラムを用いた福祉教育を実施するほか、地域福祉活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりを目的とした福祉体験事業を実施します。

■ボランティアスクール

ボランティアを始めるきっかけづくりや登録者のスキルアップ、登録者同士やボランティアを募集する施設などの親睦・交流を深めることを目的とした研修会を実施します。

■福祉施設に対する人材確保の支援

厚田区・浜益区の介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所への新規就労者に対し、事業所を通じた支援に取り組めます。

■外国人技能実習生（育成就労外国人）※の受け入れ支援 ※49ページに注釈

過疎地域の介護サービス事業所が受け入れする外国人技能実習生（育成就労外国人）に対し、事業所を通じた支援に取り組めます。

■保育士の人材確保の支援

人材確保が困難な保育士について、市内の認定こども園などへの就労に対する支援に取り組めます。

■災害ボランティアの養成と確保

災害ボランティアの養成などを目的に「災害ボランティア研修会」を開催するほか、「災害ボランティア事前登録制度」の普及啓発により、災害時に救援活動できる人材の育成と確保を図ります。

重点施策3 生活困窮者等に対する自立支援施策の充実

今後、生活困窮者に関する課題はさらに複雑化・多様化していくことが考えられることから「地域での孤立」や「制度の狭間」に陥らないよう、家計や就労の問題、住居の問題、心身の問題などについて包括的に支援していくことが必要です。

また、生活困窮世帯のこどもは、学習面や生活面に様々な課題を抱えている場合もあることから「貧困の連鎖」を防止するため、こどもの将来の自立に向けた支援も必要となります。平成27年には生活困窮者自立支援法が施行され、平成30年の一部改正では、生活困窮者のより一層の自立の促進を図ることとされました。さらに、令和7年4月1日から施行される改正生活困窮者自立支援法では、多様な相談者層への対応強化や居住支援の強化などが盛り込まれました。生活困窮者等の自立に向け、地域、関係部署や関係機関と連携を深めながら、それぞれの課題やニーズに応じた適切な支援が図られるよう、生活困窮者自立支援法に基づいた各種施策により支援を行います。

主な取り組み

■生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。

■生活困窮者住居確保給付金

離職などにより住居を喪失した又は喪失するおそれがある人に対して、一定期間、家賃相当分の給付金を支給するほか、著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる人へ転居費用を支給することにより、自立を支援します。

■生活困窮者居住支援事業

住居を持たない生活困窮者や賃貸住宅に入れない高齢者等、住まいに課題を抱える人に対し、一定期間、宿泊場所や食事などの提供を行うほか、住まいの相談や不動産仲介業者への同行支援を行うなど、自立相談支援事業における居住支援を強化します。

■福祉金庫貸付事業

不時の出費などによって一時的に世帯の生計維持が困難となり、他から貸付を受けることが難しい場合において、当該貸付が自立更生に役立つことが期待できる世帯を対象に、5万円を限度に無利子で貸付を行います。

■子どもの学習・生活支援事業

生活に困窮し十分な学習機会を得られない小中学生を対象に、「貧困の連鎖」防止のため、基礎的な学力の向上や家庭における養育の相談に応じるなど、学習・生活支援を通じて子どもの将来の自立に向けた支援を実施します。

第5章 施策の展開（基本目標別）

基本目標1 みんながつながる地域づくり

（1）ふれあいの場の充実

地域福祉を進めていく上で重要な役割を担う「地域」において、年齢や性別などにとらわれることなく、人と人とのつながりを築くためには、多くの世代の誰もが気軽に参加し、ふれあうことのできる拠点が必要となります。このため、住民同士の交流やつながりを深める場の提供や、地域住民などが集う拠点づくりの取り組みを支援します。

主な取り組み	内 容
ふれあい広場いしかり	インクルージョン ^{※10} の普及、啓発やダイバーシティ ^{※11} の推進を目的として「やさしさの風になろうよ」をテーマに、すべての人が共に学びあい、共に語り合う場として開催します。
通いの場の設置と継続支援	各世代の人々が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるために、地域住民が気軽に集い交流を深めたり、趣味を活かす「通いの場」の設置や運営の支援に努めます。
ふれあいラジオ体操	世代を超えた多くの地域住民に親しみのあるラジオ体操に取り組む団体を支援することにより、地域における見守りの機会や顔の見える関係づくり、世代間交流を促進します。
高齢者の健康と生きがいを守るお出かけサポート事業	「通いの場」への移動が困難な方を対象に、運転ボランティアが自宅から開催場所まで移動支援を実施し、利用者が「通いの場」に継続参加することで、地域とのふれあいやつながりを維持し、本人の健康と生きがいを守ることを支援します。
ふれあい給食サービス	孤立化しやすい高齢者が地域との結びつきを深めることを目的に、地区社会福祉協議会や町内会の役員・民生委員児童委員・ボランティアとの会食や配食によるふれあいの機会の充実を図ります。
福祉機器などの貸与	レクリエーション用品や行事用テント、車いすなどの福祉機器の貸与を行います。

※10 インクルージョン：地域で暮らす誰もが社会生活の主体者としてみんなで包み支え合う考え方。

※11 ダイバーシティ：性別や人種などの生まれ持った属性による差別を排除し、一人ひとりの違いを個性と認め、「多様性」を尊重し合う考え方。

（2）地域福祉活動の推進

地域では、複雑化・多様化する生活課題や複合化する問題も増えており、これらの課題に対応するためには、地域活動を行う組織の活性化がますます重要となります。このため、地域福祉活動を行う団体に対し、情報提供や財政支援などを通して活動を支援します。

主な取り組み	内 容
小地域福祉事業助成	地区社会福祉協議会活動・町内会活動の活性化支援を目的に、運営費・事業費の一部を助成します。
地区社会福祉協議会 連絡会議・研修会	地区社会福祉協議会の運営に役立つ研修会や、情報共有・情報交換を目的とした連絡会議を開催し、活動の活性化を図ります。
社会福祉関係団体の支援	社会福祉の推進を担う団体と連携し、団体が実施する事業に必要な支援を行うなど、活動の活性化を図ります。

（3）相談体制の充実

複雑化・多様化する生活課題や複合化する問題を抱える市民の福祉ニーズに対応するためには、安心して相談できる体制の整備が重要です。このため、各相談窓口が連携し、必要な支援へと結びつけることができるよう相談体制の充実を図ります。

主な取り組み	内 容
住民よろず相談所の開催	民生委員児童委員が相談員となり、悩みや心配ごとを誰でも気軽に相談できる住民よろず相談所を開催します。
住民よろず相談員研修会	よりよい相談所運営と相談員の資質向上を目指して、民生委員児童委員連合協議会と合同で研修会を開催します。

（4）多様な主体による地域福祉活動の支援

住民参加による地域福祉を一層推進するため、町内会や自治会、民生委員児童委員、関係機関や企業など、多様な主体による地域福祉活動を支援します。

主な取り組み	内 容
地域福祉活動事例集の活用	令和6年度に作成した地域福祉活動事例集の活用により、市民の地域福祉活動の理解や参加のきっかけづくりを推進します。
民生委員児童委員との連携	民生委員児童委員と社会福祉協議会は、共に地域福祉の推進に取り組む両輪の関係であり、連携を図りながら協働による地域福祉活動の推進に努めます。
一斉情報配信システムを活用した地域福祉活動の推進	民生委員児童委員の協力が必要となる緊急事態に対応するため、一斉情報配信システムを活用した迅速な情報提供により、市民の安全と安心を守ります。
社会福祉法人のネットワーク化の推進	平成28年の社会福祉法改正により「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が位置づけられた社会福祉法人のネットワーク化を推進し、中長期的に地域福祉事業、地域公益活動の展開強化を目指します。



基本目標2 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

（1）権利擁護体制の充実

認知症の人や障がいのある人など、判断能力が不十分で日常生活に不安のある人も地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活の支援や権利の擁護、虐待の防止などについて、必要な支援体制の充実を図ります。

また、判断能力が不十分な人の生活や財産を守るため、法律で後見人を選任する「成年後見制度」の利用促進に向けた基本的な計画となる「石狩市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し（52～61ページ）、各種施策を推進します。

主な取り組み	内 容
成年後見センターの運営	成年後見制度の利用相談や広報啓発活動を行います。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、後見人等を選ぶための意見書を家庭裁判所へ提出する会議を行います。また、家庭裁判所の依頼により法人後見を行います。
日常生活自立支援事業	高齢や障がいなどにより日常生活の判断に不安がある人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のサービスを行います。
生活あんしんサポート事業	高齢者住宅などに居住のため、日常生活自立支援事業の対象とならない人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行います。
自分の意思を伝えるノート「私らしく」の活用	判断能力が衰えたときに、自分の意向や意思を記しておくためのノート「私らしく」を配布します。
おひとり暮らし等安心登録サービス事業	緊急時連絡先や介護情報、終活情報を登録できる「おひとり暮らし等安心登録サービス事業」により、日常生活や安心して人生の終末を迎えるための支援を実施します。
地域と一体になった権利擁護支援の体制づくり	法律家が不在の地域でも、後見支援員（市民後見人）等との協働で権利擁護相談などの支援を受けることができるよう、安心のための体制を整備します。
市民後見人養成講座	地域の権利擁護支援における担い手として期待される市民後見人の養成講座を行います。

後見支援員・生活支援員の フォローアップ研修	市民後見人養成講座を修了し、後見支援員（市民後見人）や生活支援員となる登録者の実践力強化のために継続的な研修を行います。
虐待の早期発見と 予防支援体制の整備	こどもや高齢者、障がい者などに対する虐待の予防、早期発見や適切な支援につなげるため、相談体制や関係機関との連携を強化します。

（2）在宅福祉サービスの充実

在宅での生活を継続しながら、住み慣れた場所で安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図りながら必要な福祉サービスを提供します。

主な取り組み	内 容
身体障がい者等 訪問入浴サービス	在宅で入浴が困難な人を対象に、居室に浴槽を持ち込み入浴サービスを行います。
寝たきり高齢者等 ふとんクリーニングサービス	寝たきり高齢者などを対象に、清潔な寝具で過ごせるよう、寝具洗濯乾燥消毒サービスを行います。
寝たきり高齢者等 理美容サービス	寝たきりで理美容店に来店が困難な高齢者などを対象に、自宅に訪問する理美容サービスを行います。

（3）見守り活動の充実

地域に暮らす要援護者など日常的に見守りが必要な人には、民生委員児童委員や町内会、企業、団体、地域住民など多様な主体による見守りや助け合いが必要となります。このため、関係機関の連携によるネットワークの構築や研修会の実施などにより、地域での見守り活動に対する意識の醸成を図ります。

主な取り組み	内 容
地域見守りネットワークの支援	地域や関係機関の連携による「安心・安全・福祉のまちづくり」を目指し作成した「石狩市地域見守りネットワーク図」について、町内会や地区社会福祉協議会との協議の場をはじめ、広報やホームページなどで広く周知を行います。

	<p>支援にあたっては、取組主体である町内会・地区社会福祉協議会と協議しながら、それぞれの地域特性に合わせたネットワークの構築を推進します。</p>
福祉調整員の養成・研修会	<p>地域福祉活動の基本となる見守り活動など、支援が必要な人のニーズやその地域全体の福祉課題を受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）につないでいく「福祉調整員（民生委員児童委員）」を対象に研修会を実施します。</p>
福祉協力員の養成・研修会	<p>心配と思われる人への日常の見守り支援などを行う人を「福祉協力員」として登録し、地域の求めに応じ登録証を発行します。</p> <p>また、効果的な見守り活動が行われるよう、実践的な見守り支援方法の研修会を実施します。併せて登録者に対するフォローアップ研修（継続的な研修）を実施します。</p>
鍵の預かり事業	<p>自宅での生活に不安を感じている人が安心して生活できるように、町内会や警察・消防など協力機関と連携し、事前に自宅の鍵を預かり、様子がおかしいと思われるときなどに鍵を使って家屋内に入り安否を確認します。</p>
高齢者や要援護者などに対する見守り	<p>高齢者や要援護者など日常的に見守りが必要な人や地域で孤立している人を直接訪問するなど、多様な主体によるきめ細やかな見守り活動を実施します。</p>
救急医療情報キットの活用支援	<p>石狩市へ転入された世帯や未設置世帯への配布、活用周知を行います。</p> <p>また、概ね3年に一度、市広報に緊急情報カードを折り込み、情報の更新を促します。</p>

（4）高齢者・障がい者（児）・子ども子育て支援の充実

高齢者、障がい者（児）、子育てにおける個別の支援、サービスなどについては、各々の分野別計画に基づき各種施策を進めます。また、制度の縦割りを超えて必要な支援に柔軟に対応できるよう、地域や関係機関と連携し分野横断的な対応に努めます。

◎高齢者施策の主な取り組み

主な取り組み	内 容
認知症高齢者への対策	認知症になっても可能な限り自宅または自宅に近い環境で生活できるよう、認知症の進行に応じた支援体制を強化するなど、認知症施策推進大綱 ^{※12} を踏まえた共生と予防の推進を図ります。
生きがいづくりと介護予防の推進	健康に生活できる期間をできるだけ延ばすために、心身機能のみならず活動や参加などの社会性の要素に働きかけるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業について、地域の実情やニーズに合わせたサービスを整備します。
在宅生活を支える支援	医療・介護関係団体が連携した多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供する体制構築を目指します。また、在宅生活を送るための福祉サービスの提供に努めるほか、必要とする方が必要な時に利用できるよう、各種福祉サービスの普及・利用促進に向けた情報提供に取り組めます。

※12 認知症施策推進大綱：令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策などが盛り込まれた。

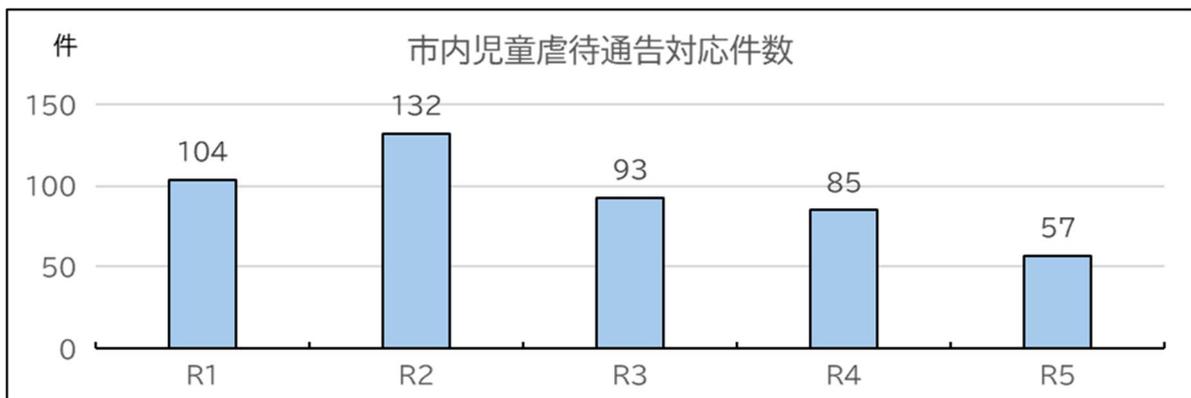
◎障がい者（児）施策の主な取り組み

主な取り組み	内 容
情報・コミュニケーションの推進	石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例に基づき、聴覚や視覚などの障がいにより情報取得や伝達に困難がある人について、手話や要約筆記、音訳のほかICTを活用し、情報のバリアフリー化とコミュニケーション手段の充実を図ります。
親なき後支援・地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の高齢化が進む中、障がいの重度化や親なき後を見据え、地域生活支援拠点等の整備について検討し、緊急時の受け入れをはじめ、居住支援のための相談、日中活動などの体験の機会や場の提供、専門相談員などの人材確保・育成などを進めます。

<p>医療的ケア児の支援体制の充実</p>	<p>医療的ケア児に対する支援体制の充実のためコーディネーターを配置し、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援につなげます。</p>
-----------------------	---

◎子ども子育て支援施策の主な取り組み

<p>主な取り組み</p>	<p>内 容</p>
<p>こどもまんなかまちづくりの推進</p>	<p>こどもの権利の普及啓発を図るほか、こどもの権利救済委員会を設置し、権利の侵害を受けたこどもとその保護者に対する、速やかな救済と回復を支援します。</p>
<p>妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実</p>	<p>全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、こども家庭センターを設置します。 また、児童虐待相談等に対応していくため、石狩市こども見守りネットワーク協議会の効果的な運用を図ります。</p>
<p>教育・保育環境の充実</p>	<p>希望する全ての家庭に幼児教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図ります。</p>
<p>こども・若者の居場所づくりの推進</p>	<p>こども・若者の居場所をプラットフォームとした相談体制の充実強化を図るため、ひきこもりサポートセンターの機能を強化します。 また、市民団体等による学習支援や食事支援など、市民協働によるこどもの居場所づくりを推進します。</p>



【資料：子ども相談センター】

（5）健康づくりの推進

健康でいきいきとした生活を送り長く社会生活を続けていくためには、市民一人ひとりが自身や家族の身体の状態を把握し、健康を維持していくための取り組みや環境が必要なことから、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりの普及と促進など、石狩市健康づくり計画に基づいた各種施策を進めます。

主な取り組み	内 容
生活習慣・社会環境の改善	「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「喫煙」「飲酒」「歯・口腔の健康」に関する生活習慣の改善を図るとともに、社会環境の改善に取り組みます。
社会生活を営むために必要な機能の維持・向上	誰もが自立した生活を営むことを目指し「母性期・乳幼児期」「学童・思春期」「成人期」「高齢期」の4つのライフステージに応じた健康づくりを推進します。

（6）生活困窮者等への支援

生活困窮に陥る背景には、突発的な支出や他の貸付制度が利用できない場合のほか、長期間の失業や家族の介護、傷病、障がいなど、複合的な問題を抱えることに起因する場合があります。

また、生活に困窮している世帯のこどもは、学習面や生活面に様々な課題を抱えている場合もあります。このため、生活困窮者の自立促進に向けた各種施策の推進を図るとともに、貧困の連鎖を防止するため、こどもの将来の自立に向けた支援に取り組みます。

主な取り組み	内 容
福祉金庫貸付事業	不時の出費などによって一時的に世帯の生計維持が困難となり、他から貸付を受けることが難しい場合において、当該貸付が自立更生に役立つことが期待できる世帯を対象に、5万円を限度に無利子で貸付を行います。
生活福祉資金貸付事業	他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、資金の貸し付けを行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

<p>生活困窮者自立相談支援事業</p>	<p>生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランと一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。</p>
<p>生活困窮者住居確保給付金</p>	<p>離職などにより住居を喪失した又は喪失するおそれがある人に対して、一定期間、家賃相当分の給付金を支給するほか、著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる人へ転居費用を支給することにより自立を支援します。</p>
<p>生活困窮者就労準備支援事業</p>	<p>直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。</p>
<p>生活困窮者家計改善支援事業</p>	<p>家計に関する悩みをもつ生活困窮者の相談に応じ、収支改善に向けた助言や再生プランの作成などを行い、自立した家計の管理能力を高め、安定して暮らすことができるよう支援します。</p>
<p>子どもの学習・生活支援事業</p>	<p>生活に困窮し十分な学習機会を得られない小中学生を対象に、基礎的な学力の向上や家庭における養育の相談に応じるなど「貧困の連鎖」防止のため、学習支援を通じて子どもの将来の自立に向けた支援を実施します。</p>
<p>生活困窮者居住支援事業</p>	<p>住居を持たない生活困窮者や賃貸住宅に入れない高齢者など、住まいに課題を抱える人に対し、一定期間、宿泊場所や食事などの提供を行うほか、住まいの相談や不動産仲介業者への同行支援を行うなどの居住支援を実施します。</p>

（7）ひきこもりへの支援

不登校や退職、職場の人間関係のもつれなどに起因し、家族以外の人との交流のないひきこもりの割合が増加しています。

また、ひきこもりは、若者だけではなく「8050問題」といわれる高齢化する親子が抱える生活への不安など多様な問題を抱えています。このため、地域や関係機関と連携しながら、当事者やその家族の自立に向けた継続的な支援のほか、早期対応や相談会の開催など全世代に対応した取り組みを進めます。

主な取り組み	内 容
ひきこもりサポート事業	ひきこもり相談支援窓口を設置し、個別支援やグループ支援を行いながら、復学や再就学、就業に向けた支援及び家族の精神的安定を図ります。
ひきこもり相談会開催事業	ひきこもりの当事者やその家族が胸のうちの語り合い交流できる機会を設け、ひきこもりの悩みに対する支援を行います。
（再掲） 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。
（再掲） 生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。

（8）自殺対策の推進

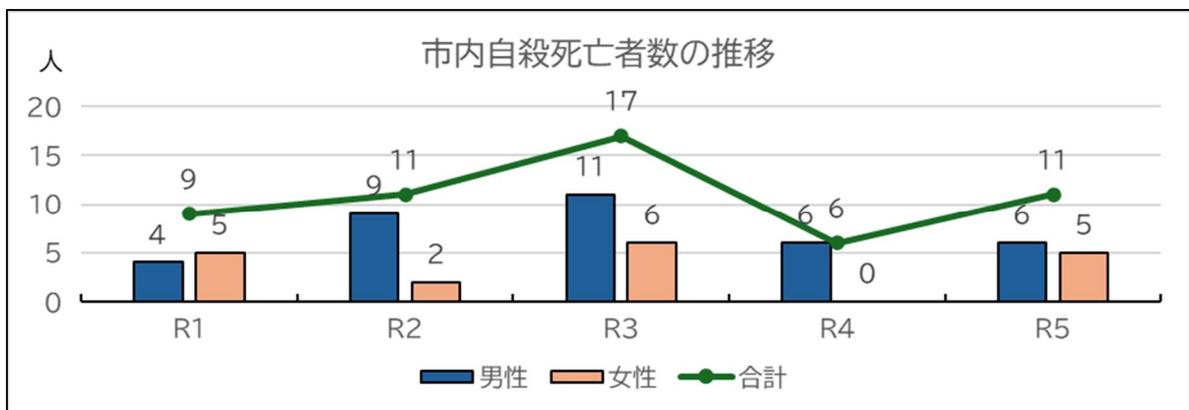
自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺者数は年間2万人を超えています。平成28年3月には、自殺対策の強化を図るため自殺対策基本法の改正により、全ての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられ、令和元年6月に「石狩市自殺対策行動計画」を策定しました。

本市の自殺者数は、令和元年から令和5年の5年間で54人[※]であり、5年間で平均とした人口10万人当たりの自殺死亡率は18.6となっています。

自殺は家庭や学校、職場などへもたらす影響が大きく、その対策は重要となります。このため「石狩市自殺対策行動計画」に基づく施策や生活困窮者対策、ひきこもり対策など自殺の要因となる諸問題について関係機関と連携を図り自殺対策を推進します。

※ 全国で発見された自殺者のうち、石狩市民である者の人数

主な取り組み	内 容
自殺対策の推進	地域におけるネットワーク強化やゲートキーパーの育成、住民への啓発と周知など「石狩市自殺対策行動計画」に基づいた施策の推進を図ります。
(再掲) ひきこもりサポート事業	ひきこもり相談支援窓口を設置し、個別支援やグループ支援を行いながら、復学や再就学、就業に向けた支援及び家族の精神的安定を図ります。
(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。
(再掲) 生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。



【厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」 より作成】

（9）包括的な支援体制の推進

少子高齢化や人々の生活スタイル、価値観が多様化する中で、福祉ニーズや生活課題についても、高齢、介護、障がい、子ども子育て、生活困窮、健康など多岐にわたり、複雑化・複合化しています。

このため、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化を図るほか、地域包括支援センターや障がい者のための相談支援センターなど、各分野における専門機関の充実・強化を図るとともに、それぞれの専門機関や関係機関が横断的に連携を強化し、生活課題の解決に向けた体制の充実を図ります。

主な取り組み	内 容
<p style="text-align: center;">地域包括支援センターの 機能の充実</p>	<p>地域包括ケアシステム推進の拠点として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職を適正に配置し、複雑化・複合化する地域住民のニーズに対応するとともに、地域住民も含めた多職種と協働で支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、介護サービスなどの利用にあたっては、より自立に資するケアマネジメントの普及のために「心身機能」「活動」「社会参加」の要素にバランスよく働きかけ介護予防を推進します。</p>
<p style="text-align: center;">関係部署・関係機関との 連携強化</p>	<p>市と自立相談支援機関である社会福祉協議会間での情報共有や相談体制に係る連携強化を図るほか、必要に応じ生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」などを設置・開催し、関係部署・関係機関が参集して情報共有や課題解決に向けた議論を行うなど、多様な相談層への対応を強化します。</p>

(10) 災害時の要配慮者への支援体制づくり

東日本大震災以降も、各地で毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生しています。高齢者や障がい者など、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人を把握し迅速に支援が行えるよう、災害対策基本法に基づく

「避難行動要支援者名簿」を毎年更新し、町内会・自治会、民生委員児童委員と情報共有などを進めてきており、加えて、一人ひとりの状況に合わせて避難時の配慮事項などを定めた「個別避難計画」を策定することにより、災害時の支援体制を強化します。

また、災害ボランティアの養成や自主防災意識の向上を目的に開催してきた災害ボランティア研修会に加え、令和6年度に開始した「災害ボランティア事前登録制度」の普及啓発により、災害現場において迅速かつ効果的な救援活動を行うなど、災害に対する強靱な地域づくりを目指します。

主な取り組み	内 容
避難行動要支援者名簿の更新	<p>高齢者や障がい者など、災害発生時の避難などに特に支援を必要とする人を把握し迅速に支援が行えるよう、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を毎年更新し、町内会・自治会及び民生委員児童委員と情報の共有を図ります。</p>
福祉避難所の整備	<p>市が指定する福祉避難所（総合保健福祉センターりんくる、厚田学園、浜益高齢者生活福祉センター、ふれあいの杜子ども館）で必要な生活物資や支援体制を計画的に整備します。</p> <p>また、実際に起こりうる災害に備えるため、関係機関と連携し避難訓練を実施します。</p>
個別避難計画の策定	<p>災害時に自ら避難することが難しい高齢者や障がい者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのか、一人ひとりの状況に合わせて配慮事項などを定めた個別避難行動計画を策定します。</p>
災害ボランティア関係事業	<p>災害ボランティアの養成や自主防災意識の向上を目的に「災害ボランティア研修会」を開催するほか、災害現場において、迅速かつ効果的な救援活動が行えるよう、市民等が事前に登録を行う「災害ボランティア事前登録制度」の普及啓発を図ります。</p>

基本目標3 福祉の理解と人づくり

（1）福祉教育の推進

地域福祉を持続、発展するためには、将来の担い手となるこどもたちが地域福祉を理解することが重要です。

また、市民の一人ひとりが地域福祉の必要性や重要性を理解し行動につなげることにより、さらなる地域福祉の発展が見込まれます。このため、各種イベントや講座の実施により福祉に関する理解と関心を高めます。

主な取り組み	内 容
社会福祉大会	地域福祉関係者、市民が一堂に会し、お互いが地域福祉に対する共通理解を得ることを目的として、社会福祉大会を開催します。また、これまでの社会福祉協議会活動への貢献に対し、表彰や感謝状の贈呈を行います。
出前講座	市内小中学校との連携のもと、児童や生徒が福祉やボランティアをより身近に感じられるよう、福祉体験プログラムを用いた福祉教育を実施します。
児童・生徒のボランティア体験事業	将来、地域福祉を担う児童や生徒を対象に、地域福祉活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりを目的とした福祉体験事業を実施します。

（2）ボランティアの育成

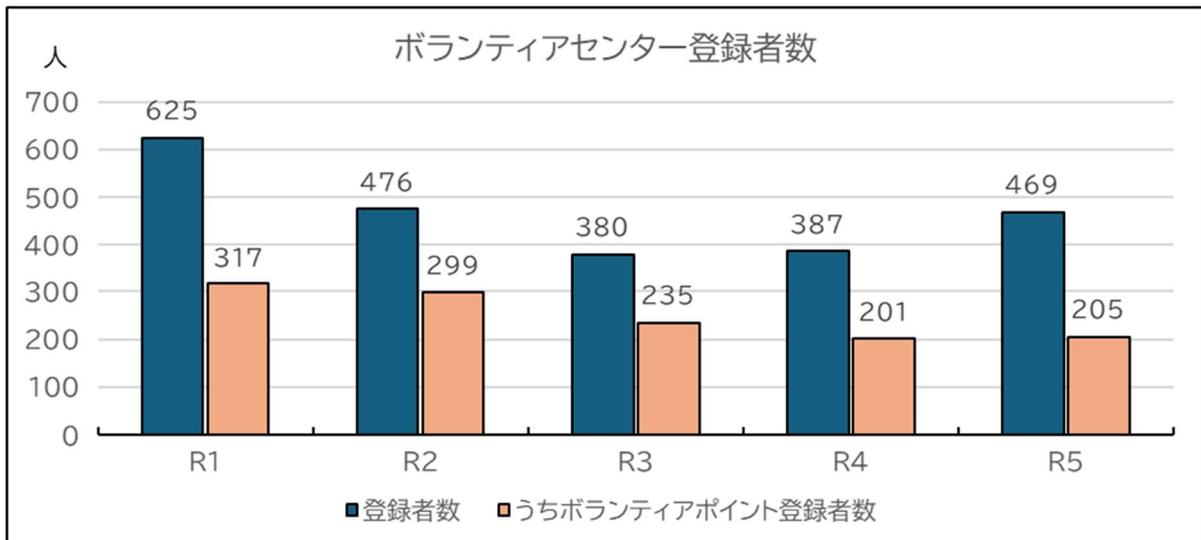
ボランティア活動の担い手は、高齢化や地域内における関係性の希薄化などにより減少していくことが想定されますが、地域福祉を進める上では欠かすことのできない存在です。このため、体験機会や講座などの充実によりボランティアの育成に努めるほか、災害ボランティアの育成・確保のため、研修会の実施や事前登録制度の普及啓発に努めます。

主な取り組み	内 容
ボランティアスクール	ボランティアを始めるきっかけづくりや登録者のスキルアップ、登録者同士やボランティアを募集する施設などの親睦・交流を深めることを目的とした研修会を実施します。
災害ボランティア関係事業	災害現場において、迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、市民等が事前に登録を行う「災害ボランティア事前登録制度」の普及啓発に努めます。また、住民一人ひとりの防災に対する意識の向上を目的とした研修会を実施します。
石狩市ボランティア連絡協議会助成	各福祉事業で活躍するボランティア活動の継続とボランティア団体の連合体組織として地域の活動へ安心して関わることができるよう、経費の一部を助成します。
声のお便り	市内の視覚障がい者を対象に、石狩朗読ボランティアの会が実施する広報などの朗読録音物の無償貸出に係る経費の一部を助成し、情報のバリアフリー化を支援します。
キッズボランティア	石狩市ボランティア連絡協議会や市内の福祉事業所などと連携し、夏休みや冬休み期間に小学生向けのボランティア体験の場を提供します。
ボランティア活動指定校助成	石狩市内の小中学校及び高校を対象に、ボランティア活動指定校助成希望調査を実施します。活動を行う学校にはその活動費用の一部を助成し、児童生徒のボランティア育成に努めます。

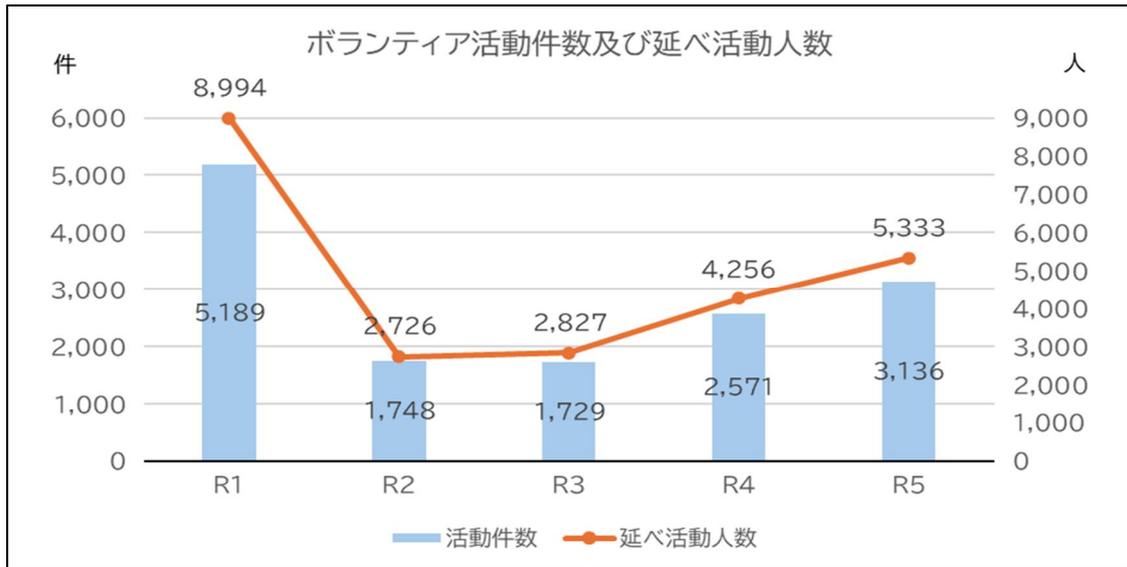
（3）ボランティア活動の活性化

ボランティアセンターの登録者数やボランティア活動件数などは、コロナ禍により大きく減少したものの近年は増加の傾向にあります。この活動を維持、発展させていくため、気軽に参加できる機会の提供やボランティアポイント事業の情報発信などにより、ボランティア活動の活性化を図ります。

主な取り組み	内 容
ボランティアポイント事業	やりがいや達成感といったボランティア活動に対する励みとなるよう、活動に対するポイント付与制度を通じ、ボランティア活動の活性化を図るとともに、新たなボランティアの人材発掘に努めます。
ボランティア情報紙「愉快的仲間」発行	ボランティアに関する情報を掲載した情報紙を発行し、ボランティア登録者や公共施設への配布など情報発信を行います。
被災地支援関連事業	大規模災害の発生時に被災地支援を迅速に行えるよう、ボランティア保険の受付や情報提供を行います。
ボランティア活動の見える化	ボランティア活動の継続やモチベーションの向上を目的として、活動に対する評価を見えるかたちで実施します。
社会参加支援ボランティア	社会参加のきっかけづくりやコミュニケーション力を培う手段となるよう、ボランティア活動の充実を図ります。



【資料：石狩市社会福祉協議会】



【資料：石狩市社会福祉協議会】

（４）情報提供の充実

地域福祉を進めていく上で必要な情報や福祉サービスの情報を適切にわかりやすく伝えるため、多様な情報媒体や手段を活用し、効果的な情報提供の充実を図ります。

主な取り組み	内 容
社会福祉協議会広報「ふれあい」の発行	年４回市内全戸に社会福祉協議会広報「ふれあい」を配布し、社会福祉協議会活動の情報提供と地域福祉活動への市民参加の必要性の啓発に努めます。
地域福祉新聞の発行	社会福祉協議会や地域福祉活動を紹介する壁新聞を制作し、市内公共施設・町内会館など生活に密着している場所への掲示を行い、わかりやすい情報発信に努めます。
インターネットによる情報発信	インターネットやSNSなどにより最新の情報を適時発信するとともに、社会福祉協議会のホームページとの連携により、充実した情報提供に努めます。
保健・福祉ガイドブックの作成	市が実施する保健福祉の各種制度を紹介する冊子を作成し、多様な情報を提供します。
保健福祉窓口早わかり表の作成	市役所の保健福祉に関わる窓口の連絡先（電話番号）を紹介した一覧を毎年作成（更新）し、知りたい情報が得られるよう、市ホームページへの掲載や公共施設への配置などを行います。

（5）人材の育成と確保

地域福祉活動の中核を担っている町内会役員や民生委員児童委員などは、高齢化による担い手不足に加え、特定の人に活動が偏ってしまう状況にあります。

また、介護施設や障がい者施設、保育施設などの事業所においても、人材不足が深刻化しており、福祉を支える担い手の確保が難しい状況にあります。

このため、地域や関係機関などと連携し、福祉の担い手を確保する取り組みや地元で担い手を育てる取り組みなどに努めます。

主な取り組み	内 容
福祉施設に対する人材確保の支援	厚田区・浜益区の介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所への新規就労者に対し、事業所を通じた支援に取り組みます。
外国人技能実習生（育成就労外国人）※13の受入支援	過疎地域の介護サービス事業所が受け入れする外国人技能実習生（育成就労外国人）に対し、事業所を通じた支援に取り組みます。
保育士の人材確保の支援	人材確保が困難な保育士について、市内の認定こども園などへの就労に対する支援に取り組みます。
（再掲） ボランティアスクール	ボランティアを始めるきっかけづくりや登録者のスキルアップ、登録者同士やボランティアを募集する施設などの親睦・交流を深めることを目的とした研修会を実施します。
（再掲） 災害ボランティア関係事業	災害現場において、迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、市民等が事前に登録を行う「災害ボランティア事前登録制度」の普及啓発に努めます。また、住民一人ひとりの防災に対する意識の向上を目的とした研修会を実施します。

※13 技能実習制度及び育成就労制度：

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。このことにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度が抜本的に見直され、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されることとなりました。育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。

厚田区・浜益区の地区事情に応じた取り組み

（1）地区の現状

厚田区、浜益区は急速な人口減少に加え、65歳以上の高齢者人口が浜益区では約57%、厚田区でも約47%と住民の多くが高齢者となっており、今後、ますます高齢化の進展や過疎化が進んでいくものと想定されます。

こうした中、両区では地域の個性や特性を活かしながら地域づくりを進めるため様々な活動が行われています。

厚田区では「近説遠来」（「住んでいる人々が喜んで暮らしていると、おのずと区外から多くの人を訪れ、賑わう活気ある“まち”になる」という意味）の実現に向け、道の駅石狩「あいろーど厚田」を中心とした交流人口の増加により地域の活性化を図っています。

浜益区では、生活支援コーディネーターやボランティアにより運営される交流サロン「カフェクローバー」が高齢者や地域住民の交流拠点となっているほか、高齢者施設では外国人技能実習生（育成就労外国人）が就業し、地域住民との異文化交流により地域の活性化を図っています。

また、両地区とも地域おこし協力隊活動事業により、担い手不足の一次産業支援や観光振興等による地域の活性化を図っているほか、加えて令和4年度からは集落支援員活動事業により、地域住民との対話などを通じ地域課題の把握と解決に努めるとともに、イベントの実施などにより地域の維持・活性化を図っています。

（2）地区の課題と課題解決に向けた主な取り組み

地域内外の交流や活動が行われている一方、両地区は、札幌市や石狩市の中心部から遠距離にあるという地理的に不便な事情や高齢化の進展により、買い物や通院の支援を必要とする人が増加するなど、様々な課題があります。

こうした課題について、地域や関係機関など多様な主体と連携し、地区の事情や特性を考慮しながら、住みなれた地域で健康に安心して暮らしていくことができる取り組みを進めます。

= 主な取り組み =

- ◆区内で不足している福祉業務従事者の人材確保の検討
- ◆買い物と高齢者の外出の機会の創出を兼ねた支援の検討
- ◆外国人技能実習生（育成就労外国人）の受け入れ体制の充実
- ◆地域住民と外国人技能実習生（育成就労外国人）との交流など異文化交流と地域内の交流の促進

将来のまちの姿

基本理念を実現するため設定した基本目標や重点施策、厚田区・浜益区の地区事情に応じた取り組みを進め、将来の石狩がこのようなまちなることを目指します。



第2期石狩市成年後見制度利用促進基本計画

第2期石狩市成年後見制度利用促進基本計画

1 基本計画策定の経緯・目的

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題となっています。

こうした中、成年後見制度は、これらの方々を支える重要な手段であり、共生社会の実現に資するものでありながら、十分に利用されていない状況にあります。

我が国は、1995（平成7）年に高齢化率（全人口のうち65歳以上の人口の割合）が14%を超える「高齢社会」となり、2022（令和4）年には、高齢化率が28%を超える「超高齢社会」に突入しました。今後、認知症や独居の高齢者の数はますます増加していくと見込まれており、成年後見制度の必要性も一層高まっていくものと考えられています。

こうした背景により、2016（平成28）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村はその地域の特性に応じて、制度の利用促進に関する施策について基本的な計画の策定に努めることとされたことから、石狩市では2020（令和2）年に「第1期石狩市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、地域の方々と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進に取り組んでいるところです。

2 計画の位置づけ

成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項に定める「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として「第2期石狩市成年後見制度利用促進基本計画」を位置づけ、制度による支援を必要とする方の利用促進と地域住民や支援機関に制度の理解が一層広がるよう各種施策を推進します。また、2022（令和4）年4月に「中核機関」として整備した「石狩市成年後見センター」との連携を強化し、地域連携ネットワークによる権利擁護支援体制の拡充を推進します。

●計画の期間について

「第2期石狩市成年後見制度利用促進基本計画」は、「第1期石狩市成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：2020年から2024年）」から引き継ぐこととし、計画の期間を2025（令和7）年から2029（令和11）年の5年間とします。

3 成年後見制度の概要

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、日常の財産の管理や健康の維持のほか、施設入所や入院などに関する手続きなどを自分で判断して行うことが難しい場合があります。また、自己の不利益となる契約や不必要な契約をしてしまうほか、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

成年後見制度は、このように自分で判断をすることが難しい方を保護し、支援する制度です。本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や契約などの法律行為を行います。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

(1) 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が本人の利益を考えながら契約などの法律行為を代理で行います。また成年後見人などに同意を得ないで行った不利益な契約を取り消すことなどによって本人を支援します。

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人などが同意又は取り消すことができる行為 ^{※14}	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など民法第13条第1項各号に掲げる行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為 ^{※15}
成年後見人などが代理することができる行為 ^{※16}	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

※14:成年後見人などが取り消すことができる行為に日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれない。

※15:民法第13条第1項各号に掲げる行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限る。

※16:本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要。

(2) 任意後見制度

任意後見制度は、委任者（本人）が契約に必要な判断能力を有しているうちに自分の判断能力が低下した場合に備えて、本人自らが選んだ受任者（任意後見人）に、自分の日常生活や療養看護、財産の管理に関する事務（法律行為）の全部又は一部を委託し、その委託にかかる事務について権限（代理権）を付与する委任契約（任意後見契約）をあらかじめ結んでおく制度です。

この契約は、公証人の作成する公正証書により締結されるため、契約手続きは公証役場で行い、契約締結後は東京法務局に登記がなされます。

本人が認知症や高次脳機能障害などによって判断能力が不十分な状況になったときは、本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者の申立てにより、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。この任意後見監督人が選任されることによって、任意後見契約の効力が生じます。

任意後見制度は、本人の判断能力が十分なときに契約を結ぶため、本人の自己決定権尊重の観点から、原則として法定後見制度に優先される制度であるため、家庭裁判所が本人の利益のために特に必要と認めた場合に限り、法定後見開始の審判等を行うことができます。（※後見開始の審判等を受けた場合は、任意後見契約は終了となります。）

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）」では、任意後見制度について、「近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化している。そこで、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める」とし、優先的に取り組む事項として設定されています。

◆市民の成年後見制度利用者数

法定後見				任意後見
法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
93	73	14	5	1

(R6.7.1現在：札幌家庭裁判所調べ)

4 石狩市の体制と課題

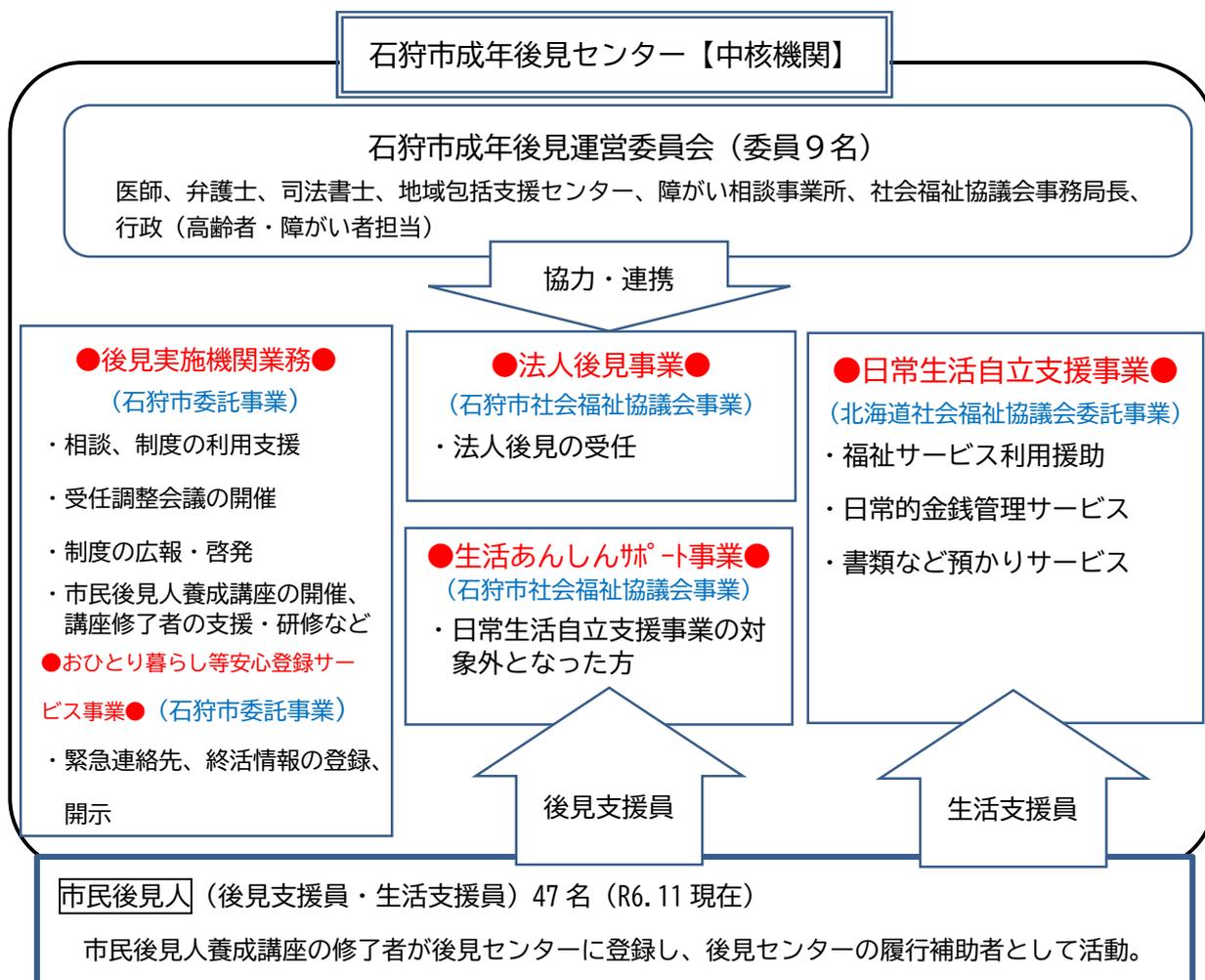
(1) 石狩市の体制

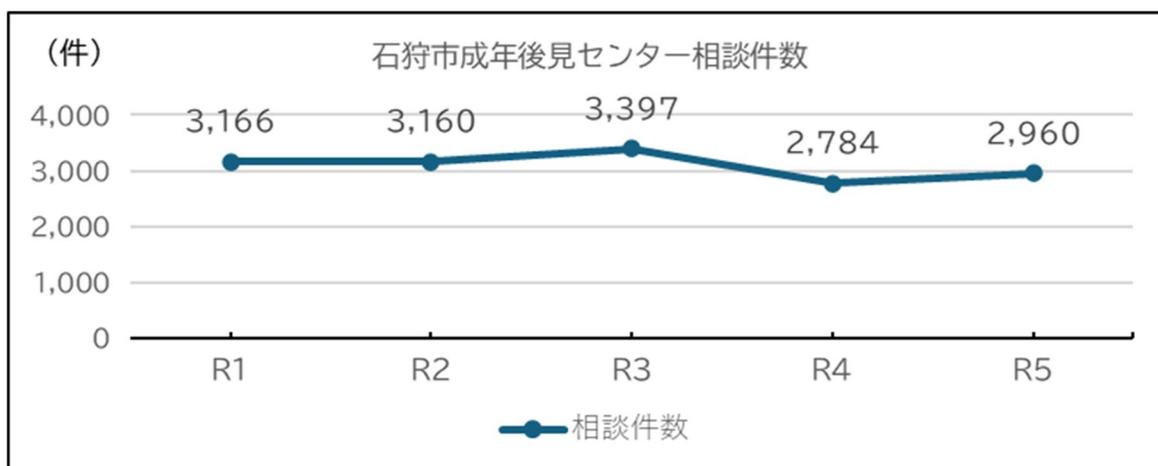
① 石狩市成年後見センターについて

石狩市では、成年後見制度の需要の高まりと相談体制の強化を図るため、2014（平成26）年7月に、石狩市社会福祉協議会に業務委託し「石狩市成年後見センター」を設置しました。その後、2022（令和4）年4月に同センターを「中核機関」として整備し、成年後見制度に係る相談・利用支援体制の拡充、受任調整会議の開催、関係機関との連携強化を図ったところです。

相談件数は、年度により多少の増減はありますが、本人からの相談のほか、近年は家族・親族、ケアマネジャー、医療機関、行政（生活保護ケースワーカー、保健師等）からの相談が増加傾向にあります。相談者本人の状況については、相談件数全体の3分の2が高齢者となっており、次いで精神障がい者、知的障がい者の順となっています。相談内容については、関係機関との連絡調整に係るものが最も多く、次いで本人・家族の金銭管理に係る相談、生活上の相談が多くなっています。

石狩市成年後見センター体制図





② 市民後見人養成講座の状況

市民後見人養成講座は、2014（平成26）年度から概ね3年ごとに開催しています。養成講座を修了した方のうち、現在47名が社会福祉協議会に登録し、下記の活動をしています。

市民後見人（後見支援員・生活支援員）の活動内容	
後見支援活動	法人後見のもと、履行補助者として利用者宅の訪問、相談、金銭管理を行っています。
学習会・相談会	定期的に学習会を行い、自己研鑽に努めています。年1回、出張相談会を行い、成年後見制度の普及、相談を行っています。
周知啓発 (石狩後見サポーターズ)	後見支援員の有志でボランティアグループをつくり、周知啓発活動を行っています。 高齢者クラブや地域の行事などでミニ講座、紙芝居、替え歌、クイズなどを行い楽しく制度をお伝えしています。

③ 石狩市権利擁護連携会議

石狩市成年後見センターが事務局となり、年に2回、市内の成年後見制度などに関わる法律関係者や福祉関係者、行政の関係部署が集まり、石狩市の成年後見制度や権利擁護支援について意見交換や学習会を行っています。

近年の連携会議での意見交換では、成年後見制度の理解や活用は徐々に広がっているものの、制度による支援が必要な方が円滑に制度を利用できるよう、さらなる支援や仕組みづくりが必要との見解が示されています。また、高齢者分野においては、身寄りがない方や独居の高齢者の方への権利擁護支援が今後の課題として挙がっており、障がい分野においては、制度理解や活用につながるよう、さらなる制度と相談窓口の周知が必要との見解が示されています。

(2) 今後の課題

- 少子高齢化や核家族化による家族や地域との関係の希薄さや8050問題をはじめとする社会的な背景により、高齢者や障がい者が権利侵害を受ける事例が目立っており、早期発見・早期対応の仕組みづくりが必要となっています。
- 成年後見制度を必要とする多くの方が地域に潜在していると考えられます。今後さらなる需要が見込まれるため、より一層の制度周知や後見人のなり手の確保が必要です。
- 高齢者分野に関しては、制度の理解や活用が少しずつ進んでいるものの、制度による支援が必要な方が円滑に制度を利用できるよう、さらなる支援、仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 障がい者分野に関しては、保護者はもとより本人の高齢化に伴い、今後、制度の利用増加が見込まれることから、制度や相談窓口の一層の周知強化が必要です。
- 住み慣れた地域で安心した生活を継続するためには、成年後見制度の利用促進のほか、判断能力が不十分な方の地域生活における課題解決のため、意思決定支援のあり方や地域の関係機関の連携強化、権利擁護体制の構築に向けて検討を進める必要があります。

【持続可能な権利擁護支援について】

今後の権利擁護支援事業について、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」には、下記のとおり基本的な考え方が示されています。

- ・地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な方が必要なときに、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- ・障害の有無に関わらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- ・成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

石狩市においても、総合的な権利擁護支援策の充実は今後の課題として捉えており、特に、十分な資力がないなどの理由により民間事業者による支援を受けることが困難な方、社会資源が乏しい厚田地区・浜益地区で生活されている方、身寄りがなく入院や入所時の契約が困難な方を重点的な支援対象として考えています。

権利擁護連携会議や関係機関との協議、意見交換などを通じて、新たな連携・支援体制の構築、仕組みづくり、日常生活支援のほか、身元保証、死後の事務支援などについても実効性の高い施策を検討し、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進します。

5 成年後見制度などの利用促進

現状の課題を踏まえ、誰もが自分の意思を尊重され、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、以下の取り組みを行います。

主な取り組み	内 容
(再掲) 成年後見センター運営	成年後見制度についての利用相談や広報啓発活動を行います。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように法人後見を行います。
中核機関を中心とする地域連携ネットワーク※17体制の強化	本人らしい生活を守るための制度である成年後見制度などを適切に利用できるよう、権利擁護支援の必要な方の発見・支援の仕組みや早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を目的とした地域連携ネットワーク体制の強化やそのコーディネートを担います。
市民後見人養成講座	後見人などのなり手の確保を目的に、市民後見人養成講座を開催します。全てのカリキュラムを受講し、社会福祉協議会に登録した方については「後見支援員」「生活支援員」として、社会福祉協議会で実施する「法人後見」「日常生活自立支援事業」「生活あんしんサポート事業」の履行補助者として活動します。
市長申立の実施	成年後見制度の利用が必要な方のうち、やむを得ない事情で本人や親族が申立を行うことができない判断能力の不十分な高齢者又は知的障がい者若しくは精神障がい者について、市長が家庭裁判所に後見など審判の申立を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な高齢者又は知的障がい者若しくは精神障がい者について、申立人がいない場合は市長が審判の請求を行います。また、成年後見制度の利用にあたり、必要な費用を負担することが困難である方に申立費用や報酬の助成を行います。
(再掲) 自分の意思を伝えるノート「私らしく」の活用	判断能力が衰えたときに、自分の意向や意思を記しておくためのノート「私らしく」を配布します。

※17 ■権利擁護支援における地域連携ネットワーク

全国どの地域においても、必要な方が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築するものとされ、①「チーム」②「協議会」③「中核機関」を構成要素とします。

各地域において（ア）広報機能（イ）相談機能（ウ）成年後見制度利用促進機能（エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに（オ）不正防止効果に配慮することが求められています。

① チーム

本人を身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みです。

② 協議会

後見等開始の前後を問わず「チーム」に対し法律・福祉関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

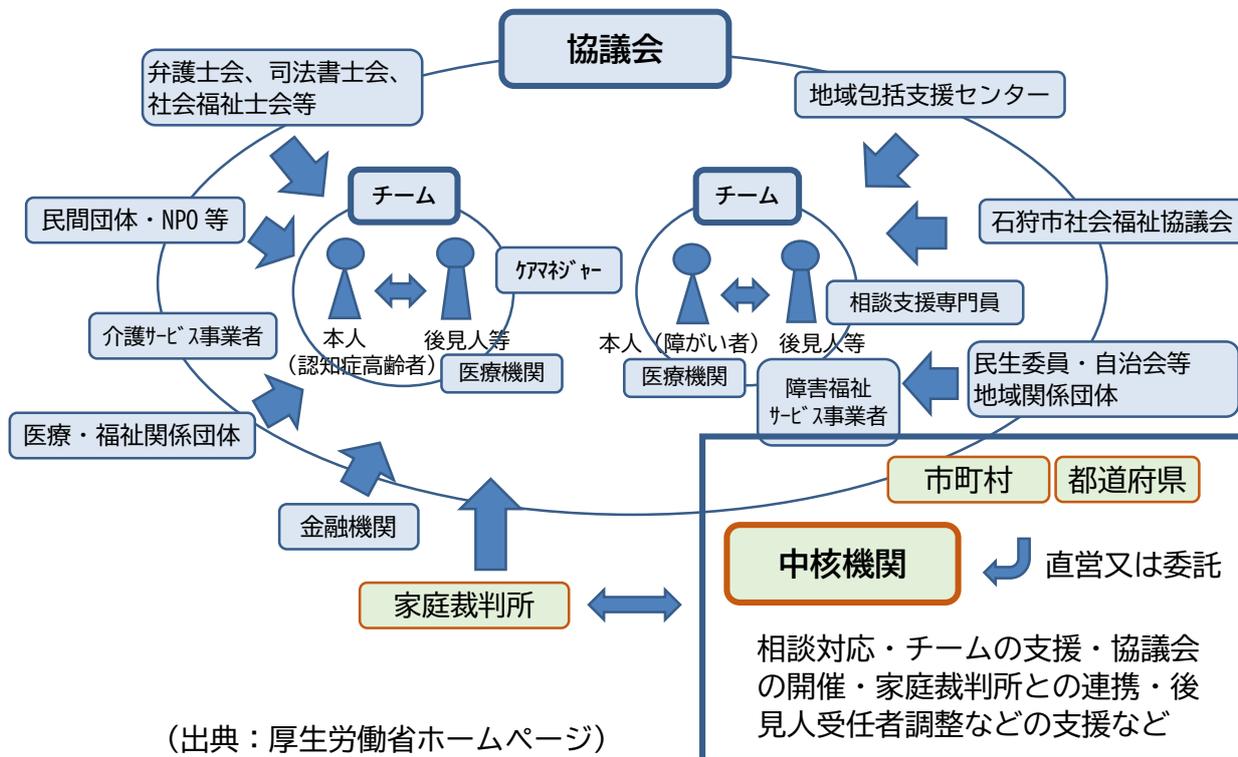
③ 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

国の基本計画では、地域の実情に合わせて既存の取り組みも活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています。

（出典：地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き）

地域連携ネットワークのイメージ



<地域連携ネットワークの役割>

- ▶ 権利擁護支援の必要な方の発見・支援
- ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

<地域連携ネットワークの機能>

- ▶ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

石狩市再犯防止推進計画

石狩市再犯防止推進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的

犯罪や非行をした人たちの中には、福祉支援が必要な高齢者や障がい者、薬物依存者、貧困や疾病、厳しい生育環境にある者などがおり、その中には、社会生活になじめず、立ち直りに多くの困難を抱えた末に、再び犯罪や非行をしてしまう場合も多く、社会復帰や生活再建に向けた「息の長い」支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

平成28年に地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方計画を定めるよう努めるものとされました。北海道では、令和3年3月に「第二次北海道再犯防止推進計画（令和6年度から概ね5年間）」を策定し、道内の再犯防止を取り巻く状況を踏まえた上で、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、罪を犯した人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に密着できるよう支援する取組を推進しています。

刑期を終えて出所した人などの生活再建や再犯防止には、周囲の理解と協力、居住や就労などの支援が必要となります。保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることを期待されます。

再犯防止を推進するため「石狩市再犯防止推進計画」を策定し、市民が安全で安心に暮らせる地域社会づくりに取り組みます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める市町村計画として策定します。

また、「石狩市地域福祉計画」と一体的に策定し、関連する福祉分野の個別計画と連携しながら、再犯防止に係る施策の推進を図ります。

(3) 計画の期間

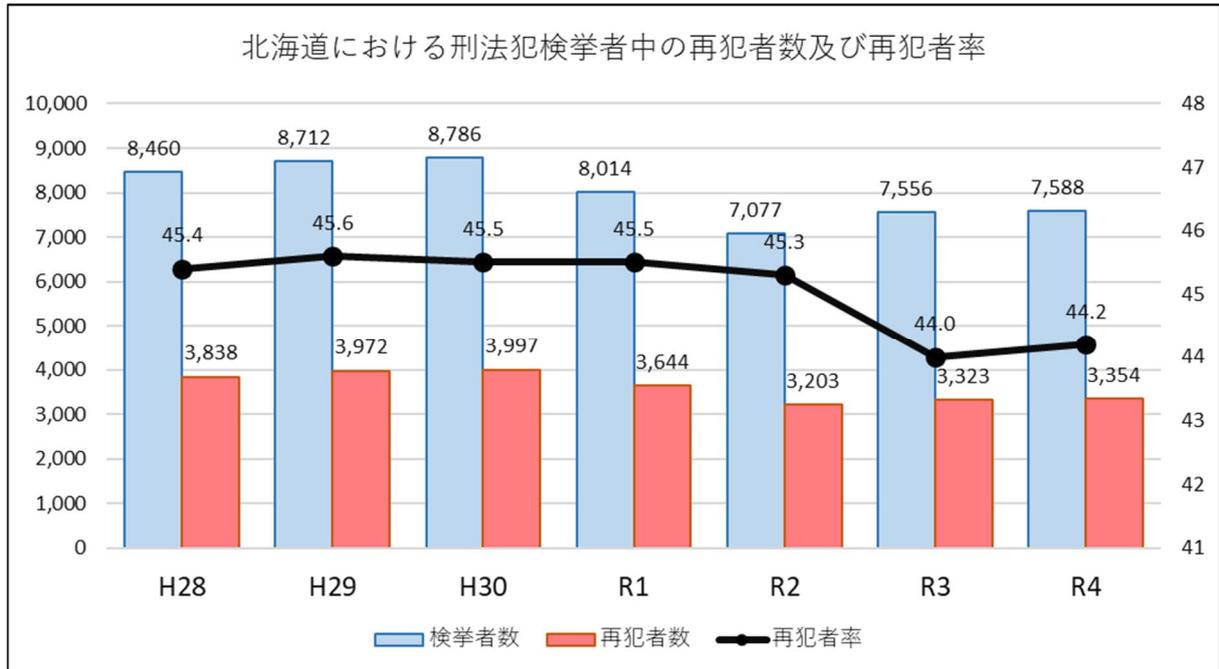
本計画の期間は、第5次石狩市地域福祉計画と同様に2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象者

本計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に定める者で、犯罪をした者又は非行のある少年若しくは非行少年であった「犯罪をした者等」とします。

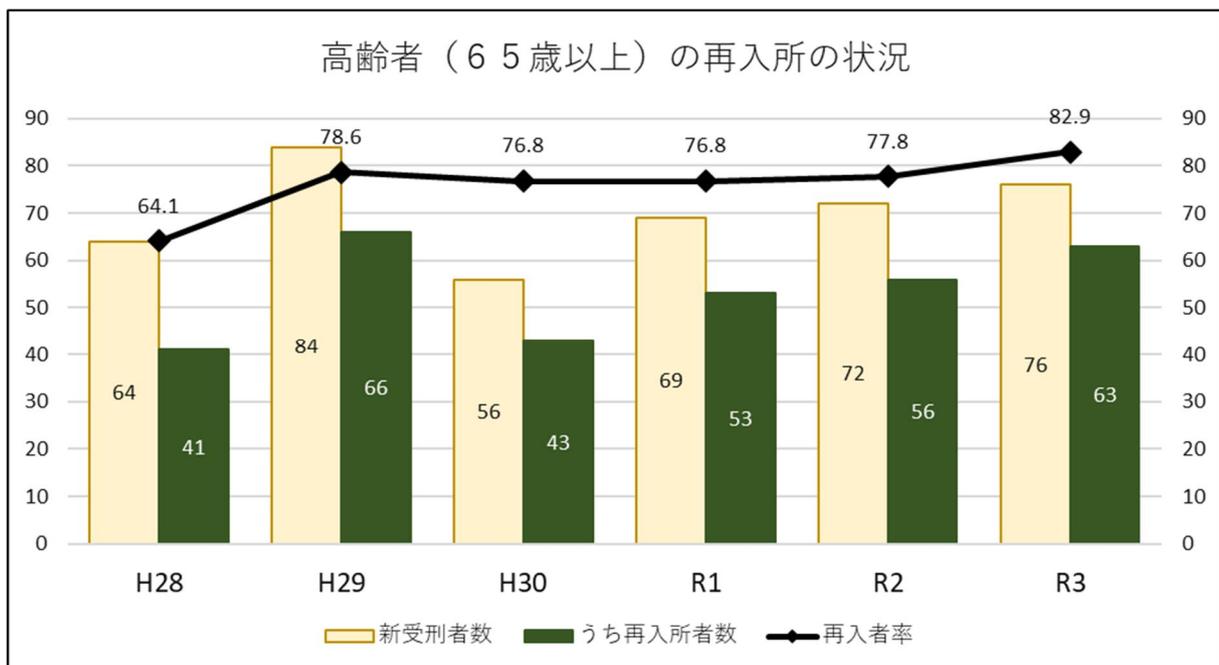
(5) 犯罪の状況等

北海道における刑法犯の検挙者数は8,000人前後で推移しており、そのうち再犯者率は約45%となっています。



(第二次北海道再犯防止推進計画より抜粋)

新たに刑務所に入所した高齢者（65歳以上）のうち、令和3年では約8割が再入所となっており、高齢者の再入者率が高くなっています。



(第二次北海道再犯防止推進計画より抜粋)

刑法犯発生状況（北海道全体）

	刑法犯						
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和元年	23,607	144	2,754	15,304	865	597	3,943
令和2年	18,467	135	2,444	11,444	684	509	3,251
令和3年	18,429	135	2,836	11,115	810	429	3,104
令和4年	19,604	169	3,134	11,829	1,147	427	2,898
令和5年	22,232	228	3,468	13,949	990	519	3,078

(北海道警察本部統計データ)

刑法犯発生状況（石狩市内）

	刑法犯						
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和元年	245	2	27	160	8	11	37
令和2年	240	3	43	144	5	14	31
令和3年	205	4	36	113	1	6	45
令和4年	208	2	39	125	3	2	37
令和5年	258	2	36	176	3	9	32

(北海道警察本部統計データ)

2 アンケート調査

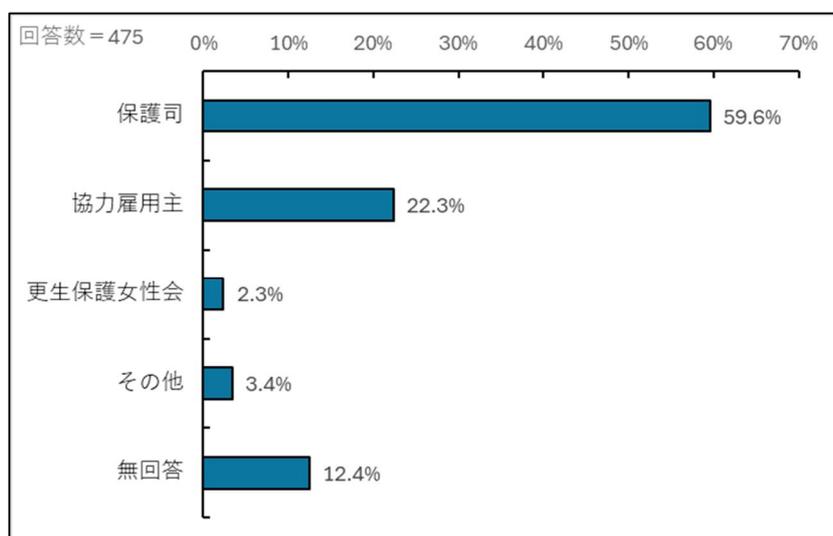
(1) 調査の概要・回答者の属性など

14ページに記載しています。

(2) 地域における再犯防止について

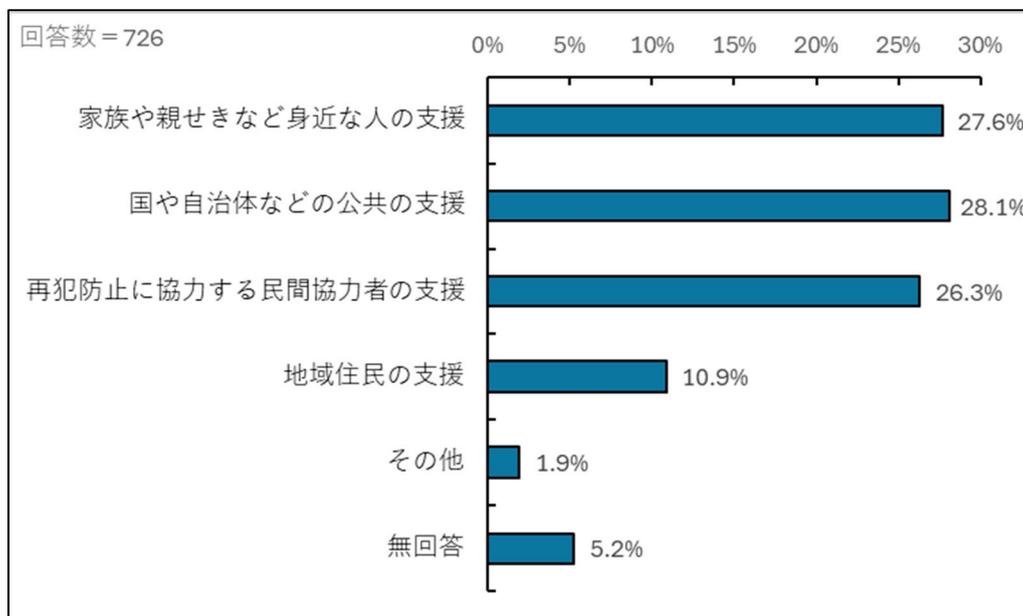
- ① 犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすることに協力する次の方々がいることを知っていますか。(複数回答可)

「保護司」が最も多く59.6%、次いで「協力雇用主」が22.3%でした。



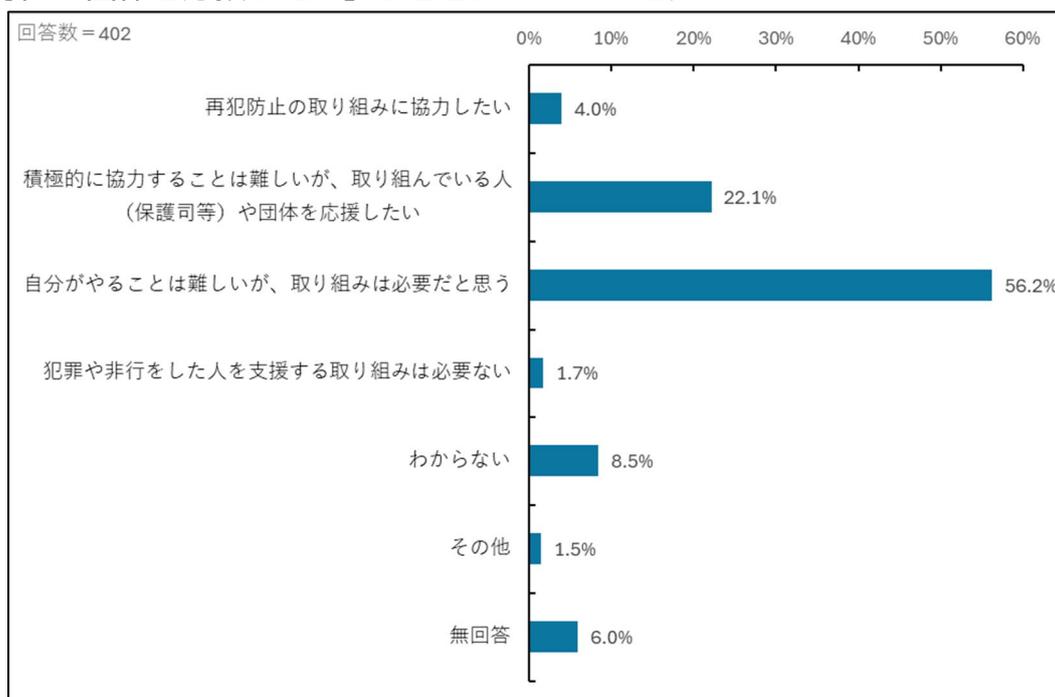
- ② 再犯防止（犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすること）のために必要だと思うことは何ですか。（複数回答可）

「国や自治体などの公共の支援」が最も多く28.1%、次いで「家族や親せきなど身近な人の支援」が27.6%でした。



- ③ あなたの再犯防止の取り組みについての考え方は、次のどれに近いですか。（○はひとつ）

「自分がやるのが難しいが、取り組みは必要だと思う」が最も多く56.2%、次いで「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人（保護司等）や団体を応援したい」が22.1%でした。



3 基本方針

罪を犯した人等が地域で孤立することなく、社会や地域の一員として暮らしていくことができるよう、関係機関等と連携、協力しながら必要な支援に取り組み再犯の防止につなげます。また、地域における再犯防止の認識を深め、石狩市地域福祉計画の基本理念である「地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり～地域共生社会の実現に向けて～」の実現に向け各種施策を推進します。

4 施策の展開

(1) 関係機関等との連携強化と再犯防止に関する啓発

罪を犯した人等の社会復帰を関係機関と協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、社会で孤立させないことで再犯防止につなげます。

また、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更正について、地域で理解を深めることができるよう広報や啓発活動を行います。

主な取り組み	内 容
関係機関等の相談窓口の周知	石狩地区保護司会サポートセンターや社会福祉協議会、市の福祉分野など各種相談窓口について周知を図ります。
「社会を明るくする運動」による啓発活動の推進	毎年7月の社会を明るくする運動強化月間をはじめ、様々な機会を通じて地域住民が再犯防止に関する理解を深め、支援に協力が得られるよう啓発活動を行います。
石狩地区保護司会や石狩更生保護女性会の活動支援	石狩地区保護司会や石狩更生保護女性会の活動内容を周知するほか、保護司が安全、安心に活動できるよう、面談場所の確保や石狩地区保護司会サポートセンターの運営支援を行います。 また、保護司の担い手不足を解消するため、広報や市ホームページを活用し、保護司の担い手確保に向けた啓発を行います。

(2) 福祉サービス等の活用支援

支援が必要な人に適切な支援が届くように、関係部局及び関係機関と連携して相談支援や保健・福祉・医療等のサービス利用を促進します。

主な取り組み	内 容
地域での見守り活動	地域の安全確保や地域での孤立を予防するため、町内会や民生委員児童委員等と連携しながら地域の見守り活動を推進します。
福祉サービス等の利用促進と相談支援体制の充実	地域で自立した生活を送ることができるよう、各種福祉サービス等の周知を図るなど、制度の利用促進につながる取り組みを推進します。 また、相談から必要な支援につながるよう相談支援体制の充実を図ります。

(3) 生活基盤の確立支援

罪を犯した人等の社会復帰や生活再建のため、関係機関と連携して就労支援や居住支援など、各種支援制度の周知や相談支援を実施します。

主な取り組み	内 容
社会復帰に向けた支援	石狩地区協力雇用主会との連携や生活困窮者自立支援事業、就労支援事業の活用のほか、ボランティア登録の推奨など、社会復帰に向けた支援を行います。
住居の確保に向けた支援	生活困窮者住居確保給付金の活用などによる居住支援を行います。
人権擁護委員による相談支援	権利擁護に関する相談支援体制の充実を図ります。

資料

1 計画策定の経過

年月日	会議名等	主な内容
令和6年 7月31日	第1回地域福祉計画策 定ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次地域福祉計画の策定について ・第4次地域福祉計画の評価について ・アンケート調査について
8月22日	令和6年度第1回 石狩市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次石狩市地域福祉計画の策定につ いて（諮問）
8月30日 ～9月18日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民1,000人を無作為抽 出し実施 ・回収数393件、回収率39.3%
9月19日	第2回地域福祉計画策 定ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク テーマ1：みんながつながる地域づくり テーマ2：誰もが安全で安心して暮らせ るまちづくり
10月18日	第3回地域福祉計画策 定ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク テーマ3：福祉の理解と人づくり テーマ4：地域共生社会の実現に向けて
12月12日	第4回地域福祉計画策 定ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次石狩市地域福祉計画（素案）につ いて
12月20日	令和6年度第3回 石狩市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次石狩市地域福祉計画の策定につ いて（継続協議）
令和7年 1月10日 ～2月10日	パブリックコメント （意見公募）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見提出者数 人、意見総数 件
2月 日	令和6年度第 回 石狩市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次石狩市地域福祉計画の策定につ いて（答申）

2 石狩市社会福祉審議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

役職	氏名（敬称略）	所属機関・団体
会長	鈴木 幸雄	日本医療大学 総合福祉学部 教授
副会長	白戸 一秀	北海道地域福祉学会 監事
委員	澤田 茂明	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会 会長
委員	菊池 道雄	社会福祉法人はるにれの里 理事
委員	若狭 重克	藤女子大学 人間生活学部 教授
委員	松原 三智子	北海道科学大学 保健医療学部 教授
委員	石岡 文章	公募委員

3 石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループ委員

区分	氏名(敬称略)	所属機関・団体	備考
学識経験者	白戸 一秀	北海道地域福祉学会監事(元旭川大学保健福祉学部教授)	代表
高齢者	多田 智晃	石狩市花川中央地域包括支援センター長	
高齢者	横畠 浩樹	特養はまますあいどまり 施設長	
高齢者	プテリ・ウミ	特養はまますあいどまり 介護職員	
障がい	石川 陽子	石狩市身体障害者福祉協会 会長	
児童	伊藤 美由紀	NPO こどもコムステーション・いしかり(マナビーバ)	
引きこもり	新田 大志	NPO 法人ジェルメまるしえ 理事長	
医療・福祉	岡地 雄亮	いしかり医療と福祉のまちづくりひろば代表	
一般企業	小山内 祐樹	株式会社ハウジングプラザ 部長	
町内会	菊地 功	緑ヶ原町内会 会長	
町内会	松井 義孝	花川南第2町内会 会長	副代表
民生委員	築田 敏彦	民生委員児童委員(連合会会長)	
民生委員 ボランティア	飯田 鉄藏	民生委員児童委員 石狩後見サポーターズ	
ボランティア	澤口 姫和子	石狩市ボランティア連絡協議会理事	
まちづくり 学生	安部 絢乃	藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科 4年	
まちづくり 学生	寺島 凧咲	藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科 4年	
まちづくり	八木沼 幸恵	厚田区集落支援員	
市関係部局	畠中 潤	福祉部福祉総務課 主査	
	飯岡 多美子	福祉部障がい福祉課 主査	
	松木 有紀	福祉部高齢者支援課 主査	
	二上 真弓	福祉部地域包括ケア課 主査	
	田原 朋学	子育て推進部子ども政策課 主査	
	竹瀬 直久	子育て推進部子ども家庭課 主査	
	品川 洋之	子育て推進部子ども相談センター 主査	
	山下 和乃	子育て推進部子ども発達支援センター 主査	
	加藤 真由美	健康推進部健康推進課 主任保健師	
	片岡 真由美	厚田支所市民福祉課 主任保健師	
	小島 香織	浜益支所市民福祉課 主査	



(原案)

第5次石狩市地域福祉計画

第7期石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画

りんくるプラン

地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり
～地域共生社会の実現に向けて～

2025年 月

石狩市
石狩市社会福祉協議会